碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
1 1	**資料１　災害危険区域関係** 資料１－１　急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	**資料１　災害危険区域関係** 資料１－１　急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

急傾斜地崩壊危険箇所※4所在地	人家（戸）	公共的建物 種類	公共的建物 数	斜面形状 延長（m）	斜面形状 平均勾配（度）	斜面形状 平均高さ（m）	土砂災害警戒区域※2	土砂災害特別警戒区域※3	備考
旭町１丁目	１１	－	－	120	65	5	○	○	
山神町７丁目	4	－	－	98	46	6	○	○	
浅間町１丁目－1	１１	－	－	171	55	6	○	○	
浅間町１丁目－2	2	－	－	29	56	5	○	○	
二本木町１丁目－1	7	－	－	214	47	6	○	○	
半崎町４丁目	4	－	－	38	56	5	○	○	
天神町２丁目	6	－	－	186	62	5	○		
住吉町４丁目	1	－	－	51	88	6	○		新川右岸
堀方町１丁目Ａ	8	－	－	177	58	6	○	○	新川左岸
堀方町１丁目Ｂ	3	－	－	73	58	6	○	○	新川左岸
計１０か所	５７	－	－						

（略）

※３　土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域

（追加）

改正後（令和４年２月修正）

急傾斜地崩壊危険箇所（※1）所在地	人家（戸）	公共的建物 種類	公共的建物 数	斜面形状 延長（m）	斜面形状 平均勾配（度）	斜面形状 平均高さ（m）	土砂災害警戒区域※2	土砂災害特別警戒区域※3	備考
旭町１丁目	１４	－	－	215	42	6	○	○	
山神町７丁目	4	－	－	98	46	6	○	○	
浅間町１丁目－1	１１	－	－	171	55	6	○	○	
浅間町１丁目－2	2	－	－	29	56	5	○	○	
二本木町１丁目－1	7	－	－	214	47	6	○	○	
半崎町４丁目	4	－	－	38	56	5	○	○	
天神町２丁目	6	－	－	186	62	5	○		
住吉町４丁目	1	－	－	51	88	6	○		新川右岸
堀方町１丁目Ａ	8	－	－	177	58	6	○	○	新川左岸
堀方町１丁目Ｂ	3	－	－	73	58	6	○	○	新川左岸
計１０か所	６０	－	－						

（略）

※３　土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域

※４　人家（戸）については、区域設定時の戸数。

1	資料１－２　浸水想定区域内要配慮者利用施設 （１）洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設 以下の施設は、矢作川が氾濫した場合に５０ｃｍ以上の浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。	資料１－２　浸水想定区域内要配慮者利用施設 （１）洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設 以下の施設は、矢作川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

No.	学校区	用　途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定浸水深（矢作川）
1	新川	児童福祉施設	新川保育園	金山町1-27-4			3m～5m未満
2	新川	障害者通所施設	木陰	金山町2-1-13			5m以上
	（追加）						

改正後（令和４年２月修正）

No.	学校区	区　分	対象施設名	所在地	（削除）		想定浸水深（矢作川）
1	新川	社会福祉施設	新川保育園	金山町1-27-4			5m以上
2	新川	社会福祉施設	新川まちかどサロン	新川町3-130			0.5m～3m未満
3	新川	社会福祉施設	デイサービス花あかり	東山町4-21-5			0.5m～3m未満

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
1 2	<table><tr><td></td><td colspan="8"></td></tr><tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>築山保育園</td><td>塩浜町7-99</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>4</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>大浜児童クラブ</td><td>浜田町1-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td>若松町3-105</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td>浜田町2-7</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td>江口町3-12</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（追加）</td></tr><tr><td>8</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td>棚尾保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>9</td><td>棚尾</td><td>幼稚園</td><td>棚尾幼稚園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>10</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td>棚尾児童センター</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>11</td><td>棚尾</td><td>障害者通所施設</td><td>サンたなお</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>12</td><td>棚尾</td><td>障害者共同生活施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（追加）</td></tr><tr><td>13</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>日進保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>14</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>東部児童センター</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（追加）</td></tr><tr><td>15</td><td>日進</td><td>小学校</td><td>日進小学校</td><td>日進町4-1</td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>16</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>17</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td>デイサービス天神</td><td>照光町4-1 （施設所在地）</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（追加）</td></tr><tr><td>18</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td>伏見之園・かなりや デイサービス</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>19</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>かなりや</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr></table>	<table><tr><td>4</td><td>新川</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービスセンター希らら</td><td>東山町1-4-2</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>築山保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>大浜児童クラブ</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>8</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>9</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>10</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ゆいりすホーム碧南浜田</td><td>浜田町2-61</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>11</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>12</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>碧南市生活支援ハウス 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>13</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>グループホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>14</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>15</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス 川口結いの家 はなれ</td><td>宮町5-41</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>16</td><td>大浜</td><td>学校</td><td>大浜小学校</td><td>浜田町1-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>17</td><td>大浜</td><td>学校</td><td>大浜幼稚園</td><td>浜田町1-119</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>18</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>棚尾保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（削除）</td></tr><tr><td>19</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>棚尾児童センター</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>20</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>サンたなお</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>21</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>22</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>児童発達支援事業所「空」</td><td>野田町231　藤和ﾋﾞﾙ 1階</td><td></td><td></td><td>0.5m未満</td></tr><tr><td>23</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>放課後等デイサービス「海」</td><td>野田町231　藤和ﾋﾞﾙ 1階</td><td></td><td></td><td>0.5m未満</td></tr><tr><td>24</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>グループホームたなお</td><td>源氏町2-31-1</td><td></td><td></td><td>0.5m未満</td></tr><tr><td>25</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ディサービス春日</td><td>春日町3-76</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>26</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>みどりデイサービスセンター碧南中央</td><td>松本町98-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>27</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ARCA DE NOE</td><td>志貴崎町1-5-11</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>28</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ヤクルト碧南センター保育ルーム</td><td>春日町2-52</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>29</td><td>棚尾</td><td>学校</td><td>棚尾幼稚園</td><td>春日町2-10</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>30</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>日進保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>31</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>東部児童センター</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>32</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>高齢者元気ッス館</td><td>照光町 5-3（東部市民プラザ内）</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td></td><td colspan="8">（削除）</td></tr><tr><td>33</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>34</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス天神</td><td>照光町4-1</td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>35</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>伏見之園・かなりや</td><td>三宅町1-67</td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>36</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>伏見之園・かなりや デイサービス</td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>37</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>かなりや</td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr></table>	（情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由

2

20	日進	高齢者通所施設	JAあいち中央 デイサービス碧南				0.5m～3m未満
21	日進	障害者通所施設	ウィズ・ユー碧南				0.5m～3m未満
			（追加）				

3

22	鷲塚	医療施設	碧南市民病院				3m～5m未満
23	鷲塚	児童福祉施設	第2へきなん保育園				3m～5m未満
24	鷲塚	児童福祉施設	第2へきなん保育園クラブ				3m～5m未満
25	鷲塚	児童福祉施設	荒子保育園				3m～5m未満
26	鷲塚	老人保健施設	老人保健施設ひまわり				0.5m～3m未満
27	鷲塚	老人福祉施設	碧南市養護老人ホーム				0.5m～3m未満
28	鷲塚	老人福祉施設	特別養護老人ホーム ひまわり				0.5m～3m未満
			（追加）				
29	鷲塚	障害者通所施設	KTチャレンジ				5m以上
			（追加）				
30	西端	児童福祉施設	西端保育園	札木町3-1-1			0.5m～3m未満
31	西端	児童福祉施設	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた				0.5m～3m未満
32	西端	老人福祉施設	特別養護老人ホーム シルバーピアみどり苑				5m以上
			（追加）				

※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第１５条の３）。

・矢作川は洪水予報河川に指定されている。

38	日進	社会福祉施設	JAあいち中央 デイサービス碧南				3m～5m未満
39	日進	社会福祉施設	ウィズ・ユー碧南				3m～5m未満
40	日進	社会福祉施設	グループホーム　アルクオーレ 碧南	鴻島町4-50			0.5m～3m未満
41	日進	社会福祉施設	デイサービス　アルクオーレ碧 南	鴻島町4-50			0.5m～3m未満
42	日進	学校	日進小学校	日進町4-1			3m～5m未満
43	鷲塚	医療施設	碧南市民病院				5m以上
44	鷲塚	社会福祉施設	第2へきなんこども園				5m以上
45	鷲塚	社会福祉施設	第2へきなんこども園児童クラ ブ				5m以上
46	鷲塚	社会福祉施設	荒子保育園				0.5m～3m未満
47	鷲塚	社会福祉施設	老人保健施設ひまわり				3m～5m未満
48	鷲塚	社会福祉施設	碧南市養護老人ホーム				3m～5m未満
49	鷲塚	社会福祉施設	特別養護老人ホーム ひまわり				3m～5m未満
50	鷲塚	社会福祉施設	デイサービスひまわり	鷲林町4-109-1			3m～5m未満
51	鷲塚	社会福祉施設	小規模多機能ホーム ひまわり	三角町1-9-2			0.5m～3m未満
52	鷲塚	社会福祉施設	KTチャレンジ				5m以上
53	鷲塚	社会福祉施設	ぷちま～る	城山町5-33-3			0.5m～3m未満
54	鷲塚	社会福祉施設	リハビリデイサービス みどり	池下町3-21			0.5m～3m未満
55	鷲塚	社会福祉施設	デイサービスくるみ	天神町2-21-2			0.5m～3m未満
56	鷲塚	社会福祉施設	鷲塚保育園	旭町3-70-2			3m～5m未満
57	鷲塚	社会福祉施設	すくすく保育所	平和町3-6			5m以上
58	西端	社会福祉施設	西端保育園	札木町3-202			5m以上
59	西端	社会福祉施設	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた				0.5m～3m未満
60	西端	社会福祉施設	特別養護老人ホーム シルバーピアみどり苑				5m以上
61	西端	社会福祉施設	グループホームみどり苑	油渕町3-50			5m以上
62	西端	社会福祉施設	ここいる	湖西町4-6-1			5m以上
63	西端	社会福祉施設	デイサービスさしただ	油渕町1-74-4			5m以上
64	西端	社会福祉施設	デイサービス花こよみ	湖西町3-43			0.5m～3m未満
65	西端	社会福祉施設	西端児童クラブ	上町3-1			0.5m～3m未満
66	西端	学校	西端中学校	神田町3-10			0.5m～3m未満

※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第１５条の３）。

・矢作川は洪水予報河川に指定されている。

（情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>3

4</td>
<td>
（２）津波災害警戒区域内要配慮者利用施設
以下の施設は、南海トラフ地震発生により津波が生じた場合に５０ｃｍ以上の基準水位が想定される区域に所在しているため、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。
<table>
<tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>用　途</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>最寄避難所</th><th>基準水位</th></tr>
<tr><td>1</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td></td><td></td><td></td><td>0.7m</td></tr>
<tr><td>2</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>就労センター
オアシス碧南3</td><td></td><td></td><td></td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>築山保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>大浜</td><td>老人福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>大浜</td><td>認知症対応型共同生活施設</td><td>グループホーム
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td>6</td><td>大浜</td><td>高齢者通所施設</td><td>デイサービス
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>児童養護施設オリーブ</td><td></td><td></td><td></td><td>2.1m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>棚尾</td><td>障害者共同生活施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td></td><td></td><td></td><td>1.0m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>日進</td><td>小学校</td><td>日進小学校</td><td>日進町4-1</td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
<tr><td>No.</td><td>学校区</td><td>用　途</td><td>対象施設名</td><td>所在地</td><td>電話番号</td><td>最寄避難所</td><td>基準水位</td></tr>
<tr><td>10</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td></td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
<tr><td>11</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td>伏見之園・かなりや
デイサービス</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>12</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>かなりや</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>13</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>JAあいち中央
デイサービス碧南</td><td></td><td></td><td></td><td>0.7m</td></tr>
<tr><td>14</td><td>日進</td><td>障害者通所施設</td><td>ウィズ・ユー碧南</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（追加）</td></tr>
</table>
※愛知県が令和元年７月30日に津波災害計画区域指定を公示したことにより、上記の津波災害警戒区域内に立地している要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設）には、津波発生時に施設利用者等の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、要配慮者施設の管理者には、津波防災地域づくりに関する法律第71条において、避難確保計画の作成が義務付けられている。
※基準水位については、愛知県が１０ｍメッシュで被害シミュレーションを作成しているため、所在地の建物に重なる基準水位において、最大値のものを上記の表には記載している。
</td>
<td>
（２）津波災害警戒区域内要配慮者利用施設（避難促進施設）
以下の施設は、南海トラフ地震発生により津波による浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の津波からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。
<table>
<tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>区　分</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>（削除）</th><th>（削除）</th><th>基準水位</th></tr>
<tr><td>1</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td></td><td></td><td></td><td>0.7m</td></tr>
<tr><td>2</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>就労センター
オアシス碧南3</td><td></td><td></td><td></td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td>3</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>築山保育園</td><td></td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
<tr><td>4</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>大浜児童クラブ</td><td>浜田町1-1</td><td></td><td></td><td>1.0m</td></tr>
<tr><td>5</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td>6</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>碧南市生活支援ハウス
川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td>7</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>グループホーム
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td>8</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス
川口結いの家</td><td></td><td></td><td></td><td>2.0m</td></tr>
<tr><td>9</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス
川口結いの家　はなれ</td><td>宮町5-41</td><td></td><td></td><td>0.2m</td></tr>
<tr><td>10</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>児童養護施設オリーブ</td><td></td><td></td><td></td><td>2.1m</td></tr>
<tr><td>11</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ゆいりすホーム碧南浜田</td><td>浜田町2-61</td><td></td><td></td><td>1.0m</td></tr>
<tr><td>12</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td></td><td></td><td></td><td>1.0m</td></tr>
<tr><td>13</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ARCA DE NOE</td><td>志貴崎町1-5-11</td><td></td><td></td><td>0.2m</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="8">（削除）</td></tr>
<tr><td>14</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td></td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
<tr><td>15</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>伏見之園・かなりや</td><td>三宅町1-67</td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>16</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>伏見之園・かなりや
デイサービス</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>17</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>かなりや</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>18</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>JAあいち中央
デイサービス碧南</td><td></td><td></td><td></td><td>0.7m</td></tr>
<tr><td>19</td><td>日進</td><td>社会福祉施設</td><td>ウィズ・ユー碧南</td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td>20</td><td>日進</td><td>学校</td><td>日進小学校</td><td>日進町4-1</td><td></td><td></td><td>0.8m</td></tr>
</table>
※愛知県が令和元年7月30日に津波災害計画区域指定を指定したことにより、上記の津波災害警戒区域内に立地している要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設）には、津波発生時に施設利用者等の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、要配慮者施設の管理者には、津波防災地域づくりに関する法律第71条において、避難確保計画の作成と避難訓練、その結果の市町村長への報告が義務付けられている。
※基準水位については、愛知県が１０ｍメッシュで被害シミュレーションを作成しているため、所在地の建物に重なる基準水位において、最大値のものを上記の表には記載している。
</td>
<td>
２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）
</td>
</tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>4

5</td><td>（追加）</td><td>（３）高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設
以下の施設は、想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の高潮からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。
<table>
<tr><th>№</th><th>学校区</th><th>区分</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>想定浸水深</th></tr>
<tr><td>1</td><td>新川</td><td>医療施設</td><td>小林記念病院</td><td>新川町3-130</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>2</td><td>新川</td><td>社会福祉施設</td><td>新川まちかどサロン</td><td>新川町3-130</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>3</td><td>新川</td><td>社会福祉施設</td><td>はとぽっぽ保育所</td><td>篭田町1-17-2</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>4</td><td>新川</td><td>学校</td><td>新川幼稚園</td><td>新川町2-123</td><td>0.5m未満</td></tr>
<tr><td>5</td><td>中央</td><td>社会福祉施設</td><td>クリーン保育園</td><td>中後町2-17</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>6</td><td>中央</td><td>社会福祉施設</td><td>老人保健施設向陽</td><td>向陽町4-31</td><td>0.5m未満</td></tr>
<tr><td>7</td><td>中央</td><td>学校</td><td>中央幼稚園</td><td>幸町3-40-1</td><td>0.5m未満</td></tr>
<tr><td>8</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>築山保育園</td><td>塩浜町7-99</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>9</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>大浜保育園</td><td>本郷町2-68</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>10</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>大浜児童クラブ</td><td>浜田町1-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>11</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td>若松町3-105</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>12</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>就労センター
オアシス碧南3</td><td>浜田町2-7</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>13</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>児童養護施設
オリーブ</td><td>江口町3-12</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>14</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>ゆいりすホーム碧南浜田</td><td>浜田町2-61</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>15</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>大浜まちかどサロン</td><td>中町2-105</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>16</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス歩歩</td><td>中町2-46</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>17</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム
川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>18</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>碧南市生活支援ハウス
川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>19</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>グループホーム
川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>20</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス
川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>21</td><td>大浜</td><td>社会福祉施設</td><td>デイサービス
川口結いの家　はなれ</td><td>宮町5-41</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>22</td><td>大浜</td><td>学校</td><td>大浜小学校</td><td>浜田町1-1</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>23</td><td>大浜</td><td>学校</td><td>大浜幼稚園</td><td>浜田町1-119</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>24</td><td>棚尾</td><td>医療施設</td><td>加藤病院</td><td>松本町158</td><td>0.5m未満</td></tr>
<tr><td>25</td><td>棚尾</td><td>医療施設</td><td>岡村産科婦人科</td><td>沢渡町29</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>26</td><td>棚尾</td><td>医療施設</td><td>小澤医院</td><td>若宮町2-3</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>27</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>棚尾保育園</td><td>汐田町5-34</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>28</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>へきなんこども園</td><td>松本町73</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>29</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>岡村わくわく</td><td>沢渡町29</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>30</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ARCA DE NOE</td><td>志貴崎町1-5-11</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>31</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>ヤクルト碧南センター保育ルーム</td><td>春日町2-52</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>32</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>棚尾児童クラブ</td><td>春日町1-2</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
<tr><td>33</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>棚尾児童センター</td><td>汐田町2-28</td><td>3m～5m未満</td></tr>
<tr><td>34</td><td>棚尾</td><td>社会福祉施設</td><td>サンたなお</td><td>春日町2-5</td><td>0.5m～3m未満</td></tr>
</table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
5 6	（追加）	35 棚尾 社会福祉施設 児童発達支援事業所「空」 野田町 231 藤和ビル１階 0.5m～3m未満 36 棚尾 社会福祉施設 放課後等デイサービス「海」 野田町 231 藤和ビル１階 0.5m～3m未満 37 棚尾 社会福祉施設 ゴットオフライフ碧南 沢渡町 233 0.5m～3m未満 38 棚尾 社会福祉施設 ゆいりすホーム碧南雨池 雨池町 2-1-1 3m～5m未満 39 棚尾 社会福祉施設 生活サポート未来 源氏神明町 98 0.5m～3m未満 40 棚尾 社会福祉施設 グループホームたなお 源氏町 2-31-1 0.5m～3m未満 41 棚尾 社会福祉施設 デイサービス春日 春日町 3-76 3m～5m未満 42 棚尾 社会福祉施設 みどりデイサービスセンター碧南中央 松本町 98-1 0.5m～3m未満 43 棚尾 学校 棚尾小学校 春日町 1-5 0.5m～3m未満 44 棚尾 学校 南中学校 春日町 1-1 0.5m～3m未満 45 棚尾 学校 棚尾幼稚園 春日町 2-10 3m～5m未満 46 日進 社会福祉施設 日進保育園 伏見町 1-66 3m～5m未満 47 日進 社会福祉施設 日進児童クラブ 日進町４丁目１ 3m～5m未満 48 日進 社会福祉施設 東部児童センター 照光町 5-3（東部市民プラザ内） 3m～5m未満 49 日進 社会福祉施設 高齢者元気ッス館 照光町 5-3（東部市民プラザ内） 3m～5m未満 50 日進 社会福祉施設 デイサービス天神 照光町 4-1 3m～5m未満 51 日進 社会福祉施設 伏見之園・かなりや 三宅町 1-67 3m～5m未満 52 日進 社会福祉施設 伏見之園・かなりやデイサービス 三宅町 1-67 3m～5m未満 53 日進 社会福祉施設 かなりや 三宅町 2-35 3m～5m未満 54 日進 社会福祉施設 JAあいち中央デイサービス碧南 日進町 2-27 3m～5m未満 55 日進 社会福祉施設 ウィズ・ユー碧南 日進町 2-7 3m～5m未満 56 日進 社会福祉施設 グループホーム アルクオーレ碧南 鴻島町 4-50 0.5m～3m未満 57 日進 社会福祉施設 デイサービス アルクオーレ碧南 鴻島町 4-50 0.5m～3m未満 58 日進 学校 日進小学校 日進町 4-1 3m～5m未満 59 鷲塚 社会福祉施設 鷲塚保育園 旭町 3-70-2 0.5m～3m未満 60 鷲塚 社会福祉施設 就労センターオアシス碧南 天神町 4-23 0.5m未満 61 鷲塚 社会福祉施設 ぷらま～る 城山町 5-33-3 0.5m～3m未満 62 鷲塚 社会福祉施設 老人保健施設ひまわり 三角町 1-7-1 0.5m～3m未満 63 鷲塚 社会福祉施設 碧南市養護老人ホーム 鷲林町 4-109-1 0.5m～3m未満 64 鷲塚 社会福祉施設 特別養護老人ホームひまわり 鷲林町 4-109-1 0.5m～3m未満 65 鷲塚 社会福祉施設 デイサービスひまわり 鷲林町 4-109-1 0.5m～3m未満 66 鷲塚 社会福祉施設 小規模多機能ホームひまわり 三角町 1-9-2 0.5m～3m未満 67 鷲塚 社会福祉施設 リハビリデイサービスみどり 池下町 3-21 3m～5m未満 68 鷲塚 社会福祉施設 デイサービスくるみ 天神町 2-21-2 0.5m～3m未満 69 鷲塚 学校 東中学校 天神町 3-88 0.5m～3m未満 ※水防法の規定に基づき、知事が指定した高潮浸水想定区域内にあって浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の高潮からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため	（情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>に必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第１５条の３）。</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>資料３　水防関係</td><td>資料３　水防関係</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>資料３－１　水防資器材備蓄状況
１　雨池防災倉庫
<table>
<tr><td>河川名</td><td>倉庫名</td><td>所在地</td><td>面積</td></tr>
<tr><td>矢作川</td><td>雨池防災倉庫</td><td>雨池町3-18</td><td>555.3㎡</td></tr>
</table>
主　要　資　機　材
<table>
<tr><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td></tr>
<tr><td>吸水土のう袋</td><td>袋</td><td>300</td><td>ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ</td><td>箱</td><td>150</td><td>プライヤ</td><td>丁</td><td>11</td><td>く　ぎ</td><td>箱</td><td>12</td></tr>
<tr><td>土のう袋</td><td>袋</td><td>14,000</td><td>鉄　線</td><td>巻</td><td>20</td><td>刃かま</td><td>丁</td><td>46</td><td>木　皮</td><td>束</td><td>0</td></tr>
<tr><td>大型土のう袋</td><td>袋</td><td>370</td><td>たこづち</td><td>丁</td><td>15</td><td>のこぎりかま</td><td>丁</td><td>43</td><td>かすがい</td><td>丁</td><td>596</td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td>巻</td><td>65</td><td>掛矢</td><td>丁</td><td>19</td><td>つるはし</td><td>丁</td><td>12</td><td>し　の</td><td>本</td><td>64</td></tr>
<tr><td>くい木　1m</td><td>本</td><td>0</td><td>ショベル</td><td>丁</td><td>147</td><td>ハンマー</td><td>丁</td><td>38</td><td>バール</td><td>本</td><td>10</td></tr>
<tr><td>2m</td><td>本</td><td>950</td><td>のこぎり</td><td>丁</td><td>40</td><td>クリッパー</td><td>丁</td><td>21</td><td>とうぐわ</td><td>丁</td><td>5</td></tr>
<tr><td>3m</td><td>本</td><td>800</td><td>お　の</td><td>丁</td><td>14</td><td>一輪車</td><td>台</td><td>5</td><td>かつぎ棒</td><td>丁</td><td>90</td></tr>
<tr><td>4m</td><td>本</td><td>0</td><td>ペンチ</td><td>丁</td><td>31</td><td>発電機</td><td>台</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
２　旭町防災倉庫
<table>
<tr><td>河川名</td><td>倉庫名</td><td>所在地</td><td>面積</td></tr>
<tr><td>矢作川</td><td>旭町防災倉庫</td><td>旭町3-7-2</td><td>80.99㎡</td></tr>
</table>
主　要　資　機　材
<table>
<tr><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td></tr>
<tr><td>土のう袋</td><td>袋</td><td>1,400</td><td>鉄　線</td><td>巻</td><td>2</td><td>刃かま</td><td>丁</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大型土のう袋</td><td>袋</td><td>20</td><td>たこづち</td><td>丁</td><td>2</td><td>のこぎりかま</td><td>丁</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td>巻</td><td>8</td><td>掛矢</td><td>丁</td><td>2</td><td>つるはし</td><td>丁</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ</td><td>箱</td><td>200</td><td>ショベル</td><td>丁</td><td>15</td><td>ハンマー</td><td>丁</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>くい木　1m</td><td>本</td><td>0</td><td>のこぎり</td><td>丁</td><td>6</td><td>クリッパー</td><td>丁</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2m</td><td>本</td><td>40</td><td>お　の</td><td>丁</td><td>2</td><td>一輪車</td><td>台</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3m</td><td>本</td><td>20</td><td>ペンチ</td><td>丁</td><td>4</td><td>発電機</td><td>台</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4m</td><td>本</td><td>0</td><td>プライヤ</td><td>丁</td><td>2</td><td>く　ぎ</td><td>箱</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>資料３－１　水防資器材備蓄状況
１　雨池防災倉庫
<table>
<tr><td>河川名</td><td>倉庫名</td><td>所在地</td><td>面積</td></tr>
<tr><td>矢作川</td><td>雨池防災倉庫</td><td>雨池町3-18</td><td>555.3㎡</td></tr>
</table>
主　要　資　機　材
<table>
<tr><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td></tr>
<tr><td>吸水土のう袋</td><td>袋</td><td>300</td><td>ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ</td><td>枚</td><td>144</td><td>プライヤ</td><td>丁</td><td>11</td><td>く　ぎ</td><td>キロ</td><td>285</td></tr>
<tr><td>土のう袋</td><td>袋</td><td>12,500</td><td>鉄　線</td><td>キロ</td><td>40</td><td>刃かま</td><td>丁</td><td>46</td><td>木　皮</td><td>束</td><td>0</td></tr>
<tr><td>大型土のう袋</td><td>袋</td><td>370</td><td>たこづち</td><td>丁</td><td>15</td><td>のこぎりかま</td><td>丁</td><td>43</td><td>かすがい</td><td>丁</td><td>596</td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td>キロ</td><td>292</td><td>掛矢</td><td>丁</td><td>19</td><td>つるはし</td><td>丁</td><td>12</td><td>し　の</td><td>本</td><td>63</td></tr>
<tr><td>くい木　1m</td><td>本</td><td>0</td><td>ショベル</td><td>丁</td><td>151</td><td>ハンマー</td><td>丁</td><td>37</td><td>バール</td><td>本</td><td>10</td></tr>
<tr><td>2m</td><td>本</td><td>950</td><td>のこぎり</td><td>丁</td><td>41</td><td>クリッパー</td><td>丁</td><td>21</td><td>とうぐわ</td><td>丁</td><td>6</td></tr>
<tr><td>3m</td><td>本</td><td>800</td><td>お　の</td><td>丁</td><td>14</td><td>一輪車</td><td>台</td><td>5</td><td>かつぎ棒</td><td>丁</td><td>90</td></tr>
<tr><td>4m</td><td>本</td><td>0</td><td>ペンチ</td><td>丁</td><td>20</td><td>発電機</td><td>台</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
２　旭町防災倉庫
<table>
<tr><td>河川名</td><td>倉庫名</td><td>所在地</td><td>面積</td></tr>
<tr><td>矢作川</td><td>旭町防災倉庫</td><td>旭町3-7-2</td><td>80.99㎡</td></tr>
</table>
主　要　資　機　材
<table>
<tr><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td><td>資器材名</td><td>単位</td><td>数量</td></tr>
<tr><td>土のう袋</td><td>袋</td><td>1,400</td><td>鉄　線</td><td>キロ</td><td>100</td><td>刃かま</td><td>丁</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大型土のう袋</td><td>袋</td><td>20</td><td>たこづち</td><td>丁</td><td>2</td><td>のこぎりかま</td><td>丁</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td>キロ</td><td>28</td><td>掛矢</td><td>丁</td><td>2</td><td>つるはし</td><td>丁</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ</td><td>枚</td><td>205</td><td>ショベル</td><td>丁</td><td>15</td><td>ハンマー</td><td>丁</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>くい木　1m</td><td>本</td><td>0</td><td>のこぎり</td><td>丁</td><td>6</td><td>クリッパー</td><td>丁</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2m</td><td>本</td><td>40</td><td>お　の</td><td>丁</td><td>2</td><td>一輪車</td><td>台</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3m</td><td>本</td><td>20</td><td>ペンチ</td><td>丁</td><td>4</td><td>発電機</td><td>台</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4m</td><td>本</td><td>0</td><td>プライヤ</td><td>丁</td><td>2</td><td>く　ぎ</td><td>キロ</td><td>58</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>18</td><td>資料３－３　重要水防箇所
（略）
１　国土交通省管理区間（矢作川）</td><td>資料３－３　重要水防箇所
（略）
１　国土交通省管理区間（矢作川）</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>18</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>重要度</th><th>種　別</th><th>位　　置</th><th>地先名</th><th>延長 m</th><th>摘　要
（水防工法）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>重点区間</td><td>漏水</td><td>7.0ｋ～7.2ｋ</td><td>鷲塚町</td><td>200</td><td>重点監視区間</td></tr>
<tr><td>2</td><td>A</td><td>工作物</td><td>6.4ｋ＋109</td><td>三角町</td><td>１箇所</td><td>管理橋、操作台、取付護岸
（鷲塚放水口ひ管）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>1.6ｋ～1.8ｋ</td><td>前浜町</td><td>190</td><td>すべり破壊に対する安全性
（築き回し工）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>2.2ｋ～5.4ｋ＋100</td><td>前浜町～流作町</td><td>3,090</td><td>堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性</td></tr>
<tr><td>5</td><td>B</td><td>越水</td><td>5.0ｋ～6.4ｋ</td><td>流作町～三角町</td><td>1,380</td><td>暫定堤防、河積不足（積土のう工）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>5.6ｋ－100～5.6ｋ＋100</td><td>流作町</td><td>200</td><td>堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性</td></tr>
<tr><td>7</td><td>B</td><td>越水</td><td>6.8ｋ～7.0ｋ</td><td>鷲林町～鷲塚町</td><td>220</td><td>暫定堤防、河積不足（積土のう工）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>7.0ｋ－100～7.0ｋ＋100</td><td>鷲塚町</td><td>200</td><td>堤防脆弱性</td></tr>
<tr><td>9</td><td>B</td><td>基礎地盤漏水</td><td>7.0ｋ～8.0ｋ＋100</td><td>鷲塚町～西尾市米津町</td><td>1,100</td><td>旧川・破堤跡以外
履歴有の暫定施工
重点監視区間
（月の輪工）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>B</td><td>越水</td><td>7.6ｋ～8.8ｋ＋90</td><td>野銭町～西尾市米津町</td><td>1,290</td><td>河積不足（積土のう工）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>重要度</th><th>種　別</th><th>位　　置</th><th>地先名</th><th>延長 m</th><th>摘　要
（水防工法）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>重点区間</td><td>漏水</td><td>7.0ｋ～7.2ｋ</td><td>鷲塚町</td><td>200</td><td>重点監視区間</td></tr>
<tr><td>2</td><td>A</td><td>工作物</td><td>6.4ｋ＋109</td><td>三角町</td><td>１箇所</td><td>管理橋、操作台、取付護岸
（鷲塚放水口ひ管）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>1.6ｋ～1.8ｋ</td><td>前浜町</td><td>190</td><td>すべり破壊に対する安全性
（築き回し工）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>2.2ｋ～5.4ｋ＋100</td><td>前浜町～流作町</td><td>3,090</td><td>堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性</td></tr>
<tr><td>5</td><td>B</td><td>越水</td><td>4.8ｋ～6.6ｋ</td><td>流作町～鷲林町</td><td>1,760</td><td>暫定堤防、河積不足（積土のう工）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>5.6ｋ－100～5.6ｋ＋100</td><td>流作町</td><td>200</td><td>堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性</td></tr>
<tr><td>7</td><td>B</td><td>越水</td><td>6.8ｋ～7.2ｋ</td><td>鷲林町～鷲塚町</td><td>410</td><td>暫定堤防、河積不足（積土のう工）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>B</td><td>堤体漏水</td><td>7.0ｋ－100～7.0ｋ＋100</td><td>鷲塚町</td><td>200</td><td>堤防脆弱性</td></tr>
<tr><td>9</td><td>B</td><td>基礎地盤漏水</td><td>7.0ｋ～8.0ｋ＋100</td><td>鷲塚町～西尾市米津町</td><td>1,100</td><td>旧川・破堤跡以外
履歴有の暫定施工
重点監視区間
（月の輪工）</td></tr>
<tr><td colspan="7">（削除）</td></tr>
</table>
</td><td>（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>19</td><td>資料４　通信・連絡関係</td><td>資料４　通信・連絡関係</td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>資料４－１　無線局
（略）
２　防災行政無線（携帯型、半固定型、車載型）
<table>
<tr><th></th><th>種別</th><th>呼出名称</th><th>設置場所・常置場所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">基地局</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>陸上移動局</td><td>へきなん　２０４</td><td>碧南工業高校</td><td>半固定型</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>86</td><td>陸上移動局</td><td>へきなん　３２６</td><td>市民協働部防災課（災害復旧協議会巡視用）</td><td>携帯型</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>資料４－１　無線局
（略）
２　防災行政無線（携帯型、半固定型、車載型）
<table>
<tr><th></th><th>種別</th><th>呼出名称</th><th>設置場所・常置場所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">基地局</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>陸上移動局</td><td>へきなん　２０４</td><td>碧南工科高校</td><td>半固定型</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>86</td><td>陸上移動局</td><td>へきなん　３２６</td><td>建設部土木港湾課（災害復旧協議会巡視用）</td><td>携帯型</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
24	資料４－２　愛知県及び消防庁の連絡先一覧 １　愛知県及び消防庁への連絡系統図 （略） ２　愛知県（本庁）への連絡先	資料４－２　愛知県及び消防庁の連絡先一覧 １　愛知県及び消防庁への連絡系統図 （略） ２　愛知県（本庁）への連絡先	**２.碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

		平常時	第1非常配備	第2非常配備（準備体制）	第2非常配備（警戒体制）	第3非常配備
		本庁舎2階防災局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT電話	052-951-3800（災害対策課） 052-951-1382（消防保安課） 052-961-2111（県庁代表） 内線 2512（災害） 内線 2512（特殊災害） 内線 2549（火災） 内線 2548（危険物） 内線 2523（救急・救助） （直通） 052-954-6193（災害、特殊災害） 052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災・危険物）			052-971-7104（広報部広報班） 052-971-7105（総括部総括班） 052-961-2111（県庁代表） 内線5302～5305（総括部総括班・復旧班） 内線 5306～5307（総括部渉外班） （追加） 内線 5308～5310（広報部広報班） 内線 5311～5312（情報部整理班） 内線 5313～5316、5320～5322（情報部部局班・公共機関班） 内線 5317～5319（情報部方面班） （追加） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班・石コン本部） 内線 5328（運用部財務会計班・調査班）	
	NTT FAX	052-954-6912(2 階災害対策課内（災害・特殊災害）） 052-961-3622(6 階災害対策課通信グループ） 052-954-6913(2 階消防保安課内(救急、救助）） 052-954-6994(1 階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7106（災害情報センター） （追加）	
	防災行政無線 (地上系8 発信 衛星系9 発信)	発信番号-600-2512(2 階災害対策課内) 発信番号-600-2512(災害) 発信番号-600-2512(特殊災害) 発信番号-600-2549 (火災) 発信番号-600-2548 (危険物) 発信番号-600-2523 (救急・救助)			発信番号-600-1360～1362(総括部総括班・復旧班) 発信番号-600-1363(総務部渉外班) （追加） 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365、1367(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) （追加） 発信番号-600-1321、1324(県警、自衛隊) （追加）	
	防災行政無線（FAX）	発信番号-600-1510(災害対策課)			発信番号-600-1514（災害情報センター）	
勤務外	NTT電話	052-954-6844（宿日直室）			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995（宿日直室）			同上	
	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）			同上	
	防災行政無線（FAX）	600-4695（宿日直室）			同上	

改正後（令和４年２月修正）

		平常時	第1非常配備	第2非常配備（準備体制）	第2非常配備（警戒体制）	第3非常配備
		本庁舎2階防災局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT電話	052-951-3800（災害対策課） 052-951-1382（消防保安課） 052-961-2111（県庁代表） 内線 2512（災害） 内線 2512（特殊災害） 内線 2522（火災） 内線 2522（危険物） 内線 2539（救急・救助） （直通） 052-954-6193（災害、特殊災害） 052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災・危険物）			052-971-7104（広報部広報班） 052-971-7105（総括部総括班） 052-961-2111（県庁代表） 内線 5302～5304（総括部総括班） 内線 5306～5307（総括部渉外班） 内線 5314～5316（総括部復旧班） 内線 5308～5310（広報部広報班） 内線 5311～5312（情報部整理班） 内線5313～5316（情報部局・公共機関班） 内線 5317～5319（情報部方面班） 内線 5328（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5328（運用部財務会計班）	
	NTT FAX	052-954-6912(2 階災害対策課内（災害・特殊災害）） 052-961-6922(6 階災害対策課通信グループ） 052-954-6913(2 階消防保安課内(火災・危険物）） 052-954-6994(1 階消防保安課内(救急、救助))			052-971-7106（災害情報センター） 052-971-7103 052-973-4107	
	防災行政無線 (地上系8 発信 衛星系9 発信)	発信番号-600-2512(2 階災害対策課内) 発信番号-600-2512(災害) 発信番号-600-2512(特殊災害) 発信番号-600-2522 (火災) 発信番号-600-2522 (危険物) 発信番号-600-2539 (救急・救助)			発信番号-600-1360～1362(総括部総括班) 発信番号-600-1363(総務部渉外班) 発信番号-600-1367(総務部復旧班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365(情報部局・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1368(情報部調査班) 発信番号-600-1321(県警連絡員) 発信番号-600-1324(自衛隊連絡員)	
	防災行政無線（FAX）	発信番号-600-1510(災害対策課)			発信番号-600-1514（災害情報センター）	
勤務外	NTT電話	052-954-6844（宿日直室）			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995（宿日直室）			同上	
	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）			同上	
	防災行政無線（FAX）	600-4695（宿日直室）			同上	

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>25</td><td>
<table>
<tr><td>e-mail</td><td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td><td>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td></tr>
<tr><td>防災 web メール</td><td>－</td><td>aichi_saigaijohocenter@bousai2.pref.aichi.jp</td></tr>
</table>
３　西三河県民事務所
<table>
<tr><td></td><td>電話番号</td><td>内線番号</td><td>電話設置場所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">NTT 電話</td><td>0564-23-1211</td><td>2265～9　2334</td><td rowspan="2">2階防災保安課室</td></tr>
<tr><td>0564-27-2705、2706</td><td></td></tr>
<tr><td>0564-27-2793～2795</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">NTTFAX</td><td>0564-23-4316</td><td></td><td>2階県民安全課室</td></tr>
<tr><td>0564-27-2796</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>防災行政無線電話
（地上系 8 発信/衛星系 9 発信）</td><td>発信番号-605-内線</td><td>2265～9　2334</td><td>2階防災保安課室</td></tr>
<tr><td></td><td>発信番号-605-4110～4122、4124、4125</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>防災行政無線FAX</td><td>発信番号-605-1150</td><td></td><td>2階防災保安課室</td></tr>
<tr><td></td><td>発信番号-605-4123</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="3">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp（代表）</td></tr>
<tr><td>防災 web メール</td><td colspan="3">nishimikawa_homenhonbu@bousai2.pref.aichi.jp</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>e-mail</td><td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td><td>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td></tr>
<tr><td>防災 web メール</td><td>－</td><td>kensaitai@bousai.pref.aichi.jp</td></tr>
</table>
３　西三河県民事務所
<table>
<tr><td></td><td>電話番号</td><td>内線番号</td><td>電話設置場所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">NTT 電話</td><td>0564-23-1211</td><td>2265～2271</td><td rowspan="2">2階防災安全課室</td></tr>
<tr><td>0564-27-2705、2706</td><td></td></tr>
<tr><td>0564-27-2793～2795</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">NTTFAX</td><td>0564-23-4316</td><td></td><td>2階総務県民課室</td></tr>
<tr><td>0564-27-2796</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>防災行政無線電話
（地上系 8 発信/衛星系 9 発信）</td><td>発信番号-605-内線</td><td>2265～2271</td><td>2階防災安全課室</td></tr>
<tr><td></td><td>発信番号-605-4111～4116、4117、4124</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>防災行政無線FAX</td><td>発信番号-605-1150</td><td></td><td>2階防災安全課室</td></tr>
<tr><td></td><td>発信番号-605-4123</td><td></td><td>4階災害対策センター室</td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="3">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp（代表）</td></tr>
<tr><td>防災 web メール</td><td colspan="3">nishimikawa_homenhonbu@bousai2.pref.aichi.jp</td></tr>
</table>
</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>26</td><td>
資料４－３　災害時情報伝達収集先一覧
<table>
<tr><td colspan="2">設　置　場　所</td><td>電　話　番　号</td><td>防災行政無線</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>在宅ケアセンター</td><td>松本町 28</td><td>41－3311</td><td>－</td></tr>
<tr><td>訪問看護ステーション</td><td>松本町 28</td><td>41－3311</td><td>－</td></tr>
<tr><td>在宅介護支援センター</td><td>松本町 28</td><td>41－3311</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4">（追加）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（追加）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（追加）</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人碧南市社会福祉協議会</td><td>山神町 8-35</td><td>46－3702</td><td>255</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>社団法人碧南市シルバー人材センター</td><td>汐田町 1-1-2</td><td>46－3703</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センター</td><td>港南町 2-8-2 地先</td><td>46－1801</td><td>－</td></tr>
</table>
</td><td>
資料４－３　災害時情報伝達収集先一覧
<table>
<tr><td colspan="2">設　置　場　所</td><td>電　話　番　号</td><td>防災行政無線</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（削除）</td></tr>
<tr><td>訪問看護ステーション</td><td>平和町 3-6</td><td>46－5511</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4">（削除）</td></tr>
<tr><td>碧南社協地域包括支援センター</td><td>山神町 8-35</td><td>46－3840</td><td>－</td></tr>
<tr><td>碧南東部地域包括支援センター</td><td>照光町５－３</td><td>93－1191</td><td>－</td></tr>
<tr><td>碧南南部地域包括支援センター</td><td>弥生町 1-48</td><td>46－5282</td><td>－</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人碧南市社会福祉協議会</td><td>山神町 8-35</td><td>46－3702</td><td>255</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>公益社団法人碧南市シルバー人材センター</td><td>汐田町 1-1-2</td><td>46－3703</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>一般財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センター</td><td>港南町 2-8-2 地先</td><td>46－1801</td><td>－</td></tr>
</table>
</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
</table>

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由

頁 26・27

現行計画（令和３年２月修正）

（略）			
中田川ポンプ場	洲先町３	48－0286	－
蜆川排水機場	中江町５	41－1701	－
（略）			
海浜水族館・青少年海の科学館	浜町2-3	48－3761	235
（略）			

設　置　場　所		電　話　番　号	防災行政無線
（略）			
西端保育園	札木町3-1-1	42－2566	234
（略）			
愛知県防災局（災害対策課）	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-951-3800	－
西三河県民事務所（防災保安課）	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2705	－
（略）			
陸上自衛隊豊川駐屯地 （第10特科連隊第3大隊）	豊川市穂ノ原1－1	0533-86-3151	－
（略）			
中部電力株式会社刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	27－6702	－
（略）			

改正後（令和４年２月修正）

（略）			
中田川ポンプ場	洲先町3-33-1	48－0286	－
蜆川排水機場	江町5-68	41－1701	－
（略）			
海浜水族館	浜町2-3	48－3761	235
（略）			

設　置　場　所		電　話　番　号	防災行政無線
（略）			
西端保育園	札木町3-202	42－2566	234
（略）			
愛知県防災安全局（災害対策課）	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-951-3800	－
西三河県民事務所（防災安全課）	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2705	－
（略）			
陸上自衛隊豊川駐屯地 （第10特科連隊第3大隊）	豊川市穂ノ原1－1	0533-86-3151 （内線3232）	－
（略）			
中部電力パワーグリッド株式会社刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	27－6702	－
（略）			

改正理由：２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）

頁 32

現行計画（令和３年２月修正）

資料４－５　避難勧告等伝達系統図

１　市長による避難の勧告

（略）

２　警察署長、消防署長による避難の勧告

（略）

改正後（令和４年２月修正）

資料４－５　避難指示等伝達系統図

１　市長による避難指示

（略）

２　警察署長、消防署長による避難指示

（略）

改正理由：２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）

頁 40

現行計画（令和３年２月修正）

資料５　消火・救急・救助・危険物等施設

改正後（令和４年２月修正）

資料５　消火・救急・救助・危険物等施設

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>40</td><td>
資料５－１　消防用資機材等保有状況
１　消防力
（1）衣浦東部広域連合碧南消防署
<table>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td>消防ポンプ自動車</td><td>2台</td><td>救助工作車</td><td>1台</td><td>軽連絡車</td><td>1台</td></tr>
<tr><td>水槽付消防ポンプ自動車</td><td>5台</td><td>指令車</td><td>1台</td><td>人員搬送車</td><td>1台</td></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
</table>
（2）消防団
<table>
<tr><td>分団数</td><td>5</td><td>普通消防ポンプ自動車</td><td>5台</td><td>小型動力ポンプ積載車</td><td>5台</td></tr>
<tr><td>団員数</td><td>213人</td><td>小型動力ポンプ</td><td>10台</td><td>小型動力ポンプ軽積載車</td><td>5台</td></tr>
</table>
２　消防水利施設（碧南消防署）
<table>
<tr><td rowspan="2">消火栓</td><td colspan="2">防火水槽</td><td rowspan="2">その他・プール</td></tr>
<tr><td>40m³以上</td><td>40m³未満</td></tr>
<tr><td>1,422個</td><td>139基</td><td>1基</td><td>22箇所</td></tr>
</table>
</td><td>
資料５－１　消防用資機材等保有状況
１　消防力
（1）衣浦東部広域連合碧南消防署
<table>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td>消防ポンプ自動車</td><td>3台</td><td>救助工作車</td><td>1台</td><td>軽連絡車</td><td>1台</td></tr>
<tr><td>水槽付消防ポンプ自動車</td><td>4台</td><td>指令車</td><td>1台</td><td>人員搬送車</td><td>1台</td></tr>
<tr><td colspan="6">（略）</td></tr>
</table>
（2）消防団
<table>
<tr><td>分団数</td><td>5</td><td>普通消防ポンプ自動車</td><td>5台</td><td>小型動力ポンプ積載車</td><td>5台</td></tr>
<tr><td>団員数</td><td>207人</td><td>小型動力ポンプ</td><td>10台</td><td>小型動力ポンプ軽積載車</td><td>5台</td></tr>
</table>
２　消防水利施設（碧南消防署）
<table>
<tr><td rowspan="2">消火栓</td><td colspan="2">防火水槽</td><td rowspan="2">その他・プール</td></tr>
<tr><td>40m³以上</td><td>40m³未満</td></tr>
<tr><td>1,424個</td><td>139基</td><td>1基</td><td>22箇所</td></tr>
</table>
</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>40</td><td>
３　流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td rowspan="2">油吸着剤</td><td colspan="2">オイルフェンス</td><td rowspan="2">油処理剤</td></tr>
<tr><td>B型</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>558kg</td><td>720m</td><td>520m</td><td>1,064L</td></tr>
</table>
４　化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td>泡消火薬剤</td></tr>
<tr><td>14.955kL</td></tr>
</table>
５　救助用資器材保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td>救助用担架</td><td>6</td><td>救命浮環</td><td>10</td><td>救命索発射銃</td><td>1</td><td>チェーンソー</td><td>4</td></tr>
<tr><td>エアージャッキ</td><td>1</td><td>油圧式救助器具</td><td>4</td><td>空気呼吸器</td><td>60</td><td>緩降器</td><td>1</td></tr>
<tr><td>チルホール</td><td>6</td><td>空気式救助ﾏｯﾄ</td><td>1</td><td>潜水器具</td><td>12</td><td>ﾚｽｷｭｰﾌﾚｰﾑ</td><td>1</td></tr>
<tr><td>救命ボート</td><td>3</td><td>酸素溶断器</td><td>1</td><td>エアーテント</td><td>1</td><td>ストライカー</td><td>1</td></tr>
<tr><td>救命胴衣</td><td>148</td><td>酸素濃度測定器</td><td>4</td><td>エンジンカッ</td><td>4</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
３　流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td rowspan="2">油吸着剤</td><td colspan="3">オイルフェンス</td><td rowspan="2">油処理剤</td></tr>
<tr><td>B型</td><td>A型</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>993kg</td><td>680m</td><td>640m</td><td>366m</td><td>390L</td></tr>
</table>
４　化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td>泡消火薬剤</td></tr>
<tr><td>15.17kL</td></tr>
</table>
５　救助用資器材保有状況（碧南消防署）
<table>
<tr><td>救助用担架</td><td>6</td><td>救命浮環</td><td>21</td><td>救命索発射銃</td><td>1</td><td>チェーンソー</td><td>4</td></tr>
<tr><td>エアージャッキ</td><td>1</td><td>油圧式救助器具</td><td>2</td><td>空気呼吸器</td><td>60</td><td>緩降器</td><td>1</td></tr>
<tr><td>チルホール</td><td>3</td><td>空気式救助ﾏｯﾄ</td><td>1</td><td>潜水器具</td><td>12</td><td>ﾚｽｷｭｰﾌﾚｰﾑ</td><td>1</td></tr>
<tr><td>救命ボート</td><td>5</td><td>酸素溶断器</td><td>1</td><td>エアーテント</td><td>1</td><td>ストライカー</td><td>1</td></tr>
<tr><td>救命胴衣</td><td>238</td><td>酸素濃度測定器</td><td>4</td><td>エンジンカッター</td><td>4</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
41	資料５－２　地震防災応急計画作成対象施設等 施設／数／施設／数／施設／数 劇場等 2 ／ 浴場 1 ／ 1,000 人以上の工場 2 集会場等 50 ／ 神社、寺院等 28 ／ 危険物製造所 1 遊技場 6 ／ その他事業場 42 ／ 屋外タンク貯蔵所 15 飲食店 38 ／ 複合（特定用途） 73 ／ 給油取扱所 26 百貨店、店舗 95 ／ 複合（非特定用途） 13 ／ 一般取扱所 28 旅館、ホテル 6 ／ 幼稚園 5 ／ 石コン特定事業所 4 病院、診療場等 12 ／ 学校 18 ／ 合　計 502 図書館、博物館 3 ／ 福祉施設等 37	資料５－２　地震防災応急計画作成対象施設等 施設／数／施設／数／施設／数 劇場等 2 ／ 浴場 1 ／ 1,000 人以上の工場 2 集会場等 49 ／ 神社、寺院等 27 ／ 危険物製造所 1 遊技場 4 ／ その他事業場 40 ／ 屋外タンク貯蔵所 15 飲食店 37 ／ 複合（特定用途） 69 ／ 給油取扱所 26 百貨店、店舗 91 ／ 複合（非特定用途） 9 ／ 一般取扱所 28 旅館、ホテル 5 ／ 幼稚園 5 ／ 石コン特定事業所 4 病院、診療場等 11 ／ 学校 17 ／ 合　計 483 図書館、博物館 3 ／ 福祉施設等 37	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
42	資料５－４　石油類等大量保有事業所 事業所名／所在地／危険物の種類／最大数量／備考 日鉄ステンレス㈱製造本部 衣浦製造所／浜町1／第4類／1,478kL／令和元年9月1日現在 衣浦ユーティリティー㈱／玉津浦町2－2／第4類／6,452kL／令和元年9月1日現在 ㈱JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所／港南町2－8－2／第4類／39,712kL／令和元年9月1日現在 トヨタ自動車㈱衣浦工場／玉津浦町 10-1,11／第4類／858kL／令和元年9月1日現在	資料５－４　石油類等大量保有事業所 事業所名／所在地／危険物の種類／最大数量／備考 日鉄ステンレス㈱製造本部衣浦製造所／浜町1／第4類／1,502kL／令和2年4月1日 衣浦ユーティリティー㈱／玉津浦町2－2／第4類／6,452kL／令和2年4月1日 ㈱JERA 碧南火力発電所／港南町2－8－2／第4類／39,712kL／令和2年4月1日 トヨタ自動車㈱衣浦工場／玉津浦町 10-1,11／第4類／883kL／令和2年4月1日	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
42	資料５－５　高圧ガス大量保有事業所 事業所名／所在地／内　容／最大数量 出光興産㈱ 碧南LPG基地／港南町2－1－1／LPガス／83,813t ㈱JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所／港南町2－8－2／液化アンモニア／251t （略）	資料５－５　高圧ガス大量保有事業所 事業所名／所在地／内　容／最大数量 出光興産㈱ 碧南LPG基地／港南町2－1－1／LPガス／83,813t ㈱JERA 碧南火力発電所／港南町2－8－2／液化アンモニア／251t （略）	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
43	資料５－６　臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 図中：・㈱JERA O&M エンジニアリング本部碧南火力発電所	資料５－６　臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 図中：・㈱JERA 碧南火力発電所	

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>44</td><td>資料６　輸送・交通関係</td><td>資料６　輸送・交通関係</td><td></td></tr>
<tr><td>44</td><td>資料６－１　市車両保有状況
（略）
２　水道部局関係（計６台）　　（ ）は、うち広報活動可能な台数
<table>
<tr><td>普通トラック</td><td>１台</td><td>給水タンク 2m³及び同1m³積載用</td><td>各１基</td></tr>
<tr><td>小型四輪貨物</td><td>１台(1)</td><td>仮設給水栓資材、給水袋等用</td><td></td></tr>
<tr><td>軽四輪貨物</td><td>４台(2)</td><td>同上</td><td></td></tr>
</table></td><td>資料６－１　市車両保有状況
（略）
２　水道部局関係（計７台）　　（ ）は、うち広報活動可能な台数
<table>
<tr><td>普通トラック</td><td>１台</td><td>給水タンク 2m³及び同1m³積載用</td><td>各１基</td></tr>
<tr><td>小型四輪貨物</td><td>１台(1)</td><td>仮設給水栓資材、給水袋等用</td><td></td></tr>
<tr><td>軽四輪貨物</td><td>５台(2)</td><td>同上</td><td></td></tr>
</table></td><td>２.碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>44</td><td>資料６－２　車両・船舶の調達先
１　車両※愛知県トラック協会西三河支部碧南部会員
<table>
<tr><td>三光陸運㈱</td><td>須磨町2-18</td><td>41-0692</td><td>丸共通運㈱</td><td>港本町1-19</td><td>48-3211</td></tr>
<tr><td>碧南運送㈱</td><td>須磨町2-22</td><td>42-9199</td><td>新川急配㈱</td><td>松江町5-8</td><td>41-7155</td></tr>
<tr><td>北野運輸㈱</td><td>田尻町3-35</td><td>41-0739</td><td>碧南小型運送㈱</td><td>田尻町3-100</td><td>48-2550</td></tr>
</table>
２　船舶
<table>
<tr><td>大浜漁業協同組合</td><td>築山町1-70</td><td>41-0248</td><td>(有)イシカワマリンサービス</td><td>道場山町5-17</td><td>42-3003</td></tr>
<tr><td>衣浦マリーナ</td><td>道場山町3-21</td><td>41-2558</td><td>(有)山崎マリン</td><td>岬町3-51</td><td>42-5189</td></tr>
</table></td><td>資料６－２　車両・船舶の調達先
１　車両※愛知県トラック協会西三河支部碧南部会員
<table>
<tr><td>三光陸運㈱</td><td>須磨町2-18</td><td>41-0692</td><td>丸共通運㈱</td><td>港本町1-19</td><td>48-3211</td></tr>
<tr><td colspan="3">（削除）</td><td colspan="3">（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（削除）</td><td>碧南小型運送㈱</td><td>田尻町3-100</td><td>48-2550</td></tr>
</table>
２　船舶
<table>
<tr><td>大浜漁業協同組合</td><td>築山町1-70</td><td>41-0248</td><td colspan="3">（削除）</td></tr>
<tr><td>衣浦マリーナ</td><td>道場山町3-21</td><td>41-2558</td><td>(有)山崎マリン</td><td>岬町3-51</td><td>42-5189</td></tr>
</table></td><td>２.碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>49</td><td>資料６－４　指定避難所までの輸送道路
<table>
<tr><td>No.</td><td>避難所施設名</td><td>幹線道路</td><td>幅員(m)</td><td>支線道路</td><td>幅員(m)</td></tr>
<tr><td>4</td><td>碧南工業高校体育館</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td><td>資料６－４　指定避難所までの輸送道路
<table>
<tr><td>No.</td><td>避難所施設名</td><td>幹線道路</td><td>幅員(m)</td><td>支線道路</td><td>幅員(m)</td></tr>
<tr><td>4</td><td>碧南工科高校体育館</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>57</td><td>資料７　物資の備蓄・調達</td><td>資料７　物資の備蓄・調達</td><td></td></tr>
<tr><td>57</td><td>資料７－１　食糧・生活必需品等備蓄一覧表
令和３年２月現在</td><td>資料７－１　食糧・生活必需品等備蓄一覧表
令和４年２月現在</td><td></td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
57	下表	下表	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

	名称等	アルファ米（食）	クラッカー（食）	保存水１．５Ｌ（本）	保存水０．５Ｌ（本）	アルミ毛布（枚）	毛布（枚）	タオル（枚）	石鹸（個）	氷砂糖（kg）	サランラップ（本）	トイレットペーパー（本）	おむつ（子ども用）（枚）	おむつ（大人用）（枚）	尿取りパッド（枚）	生理用品（枚）	担架	簡易ベッド
	市役所	350					116	220				111						
	雨池防災倉庫	12,400	9,380		9,936	700	430	1,000	72	60	60	240		560	720	90		
	栗山防災倉庫	13,300	13,020	470	9,048	1,000	700	1,500	216	90	90	320						
	旭町防災倉庫	9,500	8,120		5,880	700	500	1,000	72	60	60	240						
	へきなん福祉センターあいくる	6,300	6,020	1,270	1,920	700	500	1,000	72	60	60	240						
	神田町防災倉庫	7,400	8,330		8,952	300	250	400	72	30	30	80						
	（追加）																	
	碧南市民病院（コンテナ）																6	
	防災備蓄倉庫（センター・市内27箇所）	10,800	9,450	960	13,920		3,870	5,400					9,890	1,124	10,416	3,716	54	
指定避難所（35箇所）	1 新川小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	2 新川公民館	100	70		24		10										2	10
	3 羽久手保育園	100	70		24		10										2	10
	4 碧南工業高等学校体育	100	70		24		10										2	10
	5 中央小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	6 中央中学校体育館	100	70		24		10										2	10
	7 保健センター	100	70		24		10										2	10
	8 大浜公民館	100	70		24		10										2	10
	9 大浜小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	10 南部市民プラザ	100	70		24		10										2	10
	11 棚尾小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	12 棚尾公民館	100	70		24		10										2	10
	13 前浜集落センター	100	70		24		10										2	10
	14 川口農業センター	100	70		24		10										2	10
	15 日進公民館	100	70		24		10										2	10
	16 東部市民プラザ	100	70		24		10										2	10
	17 東中学校体育館	100	70		24		10										2	10
	18 鷲塚小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	19 鷲塚公民館	100	70		24		10										2	10
	20 荒子保育園	100	70		24		10										2	10
	21 西端小学校体育館	100	70		24		10										2	10
	22 西端公民館	100	70		24		10										2	10
	23 農業者コミュニティーセンター	100	70		24		10										2	10
	24 勤労者体育センター	100	70		24		10										2	
	25 新川中学校	100	70		24		10										2	
	26 新川保育園	100	70		24		10										2	
	27 天道保育園	100	70		24		10										2	
	28 文化会館	100	70		24		10										2	
	29 南中学校体育館	100	70		24		10										2	
	30 臨海体育館	100	70		24		10										2	

改正後（令和４年２月修正）

	名称等	アルファ米（食）	クラッカー（食）	保存水１．５Ｌ（本）	保存水０．５Ｌ（本）	アルミ毛布（枚）	毛布（枚）	タオル（枚）	石鹸（個）	氷砂糖（kg）	サランラップ（本）	トイレットペーパー（本）	おむつ（子ども用）（枚）	おむつ（大人用）（枚）	尿取りパッド（枚）	生理用品（枚）	担架	簡易ベッド
	市役所	4,000			4,032		119	210				111						
	雨池防災倉庫	13,100	13,300		13,776	700	433	1,000	72	60	60							
	栗山防災倉庫	8,200	14,140	470	12,888	1,000	681	1,500	216	90	90	320						
	旭町防災倉庫	9,000	8,400		13,560	700	500	1,000	72	60	60	240						
	へきなん福祉センターあいくる	4,500	5,950	1,270	1,920	700	500	1,000	72	60	60	240						
	神田町防災倉庫	11,200	10,430		12,792	300	250	400	72	30	30	80						
	旧JA鷲塚支店（水防備蓄倉庫）	100	70		24													
	碧南市民病院（コンテナ）																6	
	防災備蓄倉庫（センター・市内27箇所）	10,400	9,100	960	13,440		3,730	5,200					9,475	1,158	10,032	4,000	58	
指定避難所（35箇所）	1 新川小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	2 新川公民館	100	70		24		10					24					2	10
	3 羽久手保育園	100	70		24		10					24					2	10
	4 碧南工科高等学校体育	100	70		24		10					24					2	10
	5 中央小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	6 中央中学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	7 保健センター	100	70		24		10					24					2	10
	8 大浜公民館	100	70		24		10					24					2	10
	9 大浜小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	10 南部市民プラザ	100	70		24		10					24					2	20
	11 棚尾小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	12 棚尾公民館	100	70		24		10					24					2	10
	13 前浜集落センター	100	70		24		10					24					2	10
	14 川口農業センター	100	70		24		10					24					2	10
	15 日進公民館	100	70		24		10					24					2	10
	16 東部市民プラザ	100	70		24		10					24					2	20
	17 東中学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	18 鷲塚小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	19 鷲塚公民館	100	70		24		10					24					2	10
	20 荒子保育園	100	70		24		10					24					2	10
	21 西端小学校体育館	100	70		24		10					24					2	10
	22 西端公民館	100	70		24		10					24					2	10
	23 農業者コミュニティーセンター	100	70		24		10					24					2	10
	24 勤労者体育センター	100	70		24		10					24					2	10
	25 新川中学校	100	70		24		10					24					2	10
	26 新川保育園	100	70		24		10					24					2	10
	27 天道保育園	100	70		24		10					24					2	10
	28 文化会館	100	70		24		10					24					2	10
	29 南中学校体育館	100	70		24		10					24					2	10

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
57	（下表参照）	（下表参照）	２.碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

頁57　現行計画（令和３年２月修正）

31	棚尾ふれあい館	100	70		24		10										2	
32	防災の家	100	70		24		10										2	
33	西端下区民館	100	70		24		10										2	
34	西端保育園	100	70		24		10										2	
35	中部公民館	100	70		24		10										2	10
合計		63,550	56,770	2,700	50,496	3,400	6,716	10,520	504	300	300	1,231	9,890	1,684	11,136	3,806	130	240

【27 箇所の防災備蓄倉庫（コンテナ）】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 中町４丁目用地 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校
14 日進小学校 15 東中学校 16 鷲塚小学校 17 神有町 4 丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校
21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ
26 羽久手ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ 27 西部連合町内会館

頁57　改正後（令和４年２月修正）

30	臨海体育館	100	70		24		10					24					2	10
31	棚尾ふれあい館	100	70		24		10					24					2	10
32	防災の家	100	70		24		10					24					2	10
33	西端下区民館	100	70		24		10					24					2	10
34	西端保育園	100	70		24		10					24					2	10
35	中部公民館	100	70		24		10					24					2	10
合計		64,000	63,840	2,700	73,272	3,400	6,563	10,310	504	300	300	1,831	9,475	1,158	10,032	4,000	134	370

【27 箇所の防災備蓄倉庫（コンテナ）】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 旧岡崎信用金庫碧南支店北 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校
14 日進小学校 15 東中学校 16 鷲塚小学校 17 神有町 4 丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校
21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ
26 羽久手ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ 27 西部区民館

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
59	（下表参照）	（下表参照）	２.碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

頁59　現行計画（令和３年２月修正）

資料７－２　資機材等備蓄一覧表

令和３年２月現在

名称等	ガソリン発電機(2・3KW)	ガソリン発電機(0・9KW)	プロパンガス発電機(0・85KW)	ハイブリッド発電機(5・0KW)	投光機500W三脚付	防水型蛍光灯2本セット	(追加)	組立仮設トイレ	(追加)	(追加)	間仕切り	組立水槽 3トン	レスキューカー	浄水機	炊出釜300人用ガスバーナーセット	炊出釜100人用ガスバーナーセット	カセットコンロ	車椅子	テント	チェンソー	救助工具セット	ウインチ	リヤカー	バルーン投光器
市役所	1	1			3												3		5					
雨池防災倉庫		1				2					6						12						2	2
栗山防災倉庫	1					2					11						19							2
旭町防災倉庫				1		2					6						12							2
(追加)																								
へきなん福祉センターあいくる		1				2					6						12							2
神田町防災倉庫		1				1					3						6							2
(追加)																								
碧南市民病院(コンテナ)	1																							2
防災備蓄倉庫(コンテナ・市内27箇所)	27	27	7			54		26				13			27	27	648	27	27	26	27	26	27	
指定避難所（35箇所） 1 新川小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1										
2 新川公民館	1				2			2			3	1												
3 羽久手保育園	1				2			2			3	1												
4 碧南工業高等学校体育館	1				2			2			3	1												
5 中央小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1										

頁59　改正後（令和４年２月修正）

資料７－２　資機材等備蓄一覧表

令和４年２月現在

名称等	ガソリン発電機(2・3KW)	ガソリン発電機(0・9KW)	プロパンガス発電機(0・85KW)	ハイブリッド発電機(5・0KW)	投光機500W三脚付	防水型蛍光灯2本セット	コードリール	組立仮設トイレ	簡易トイレ	非常用便袋(枚)	間仕切り	(削除)	レスキューカー	浄水機	炊出釜300人用ガスバーナーセット	炊出釜100人用ガスバーナーセット	カセットコンロ	車椅子	テント	チェンソー	救助工具セット	ウインチ	リヤカー	バルーン投光器
市役所	1	1			4	3	7										3		5					
雨池防災倉庫		2					1				5						96		10				2	2
栗山防災倉庫	1										39						158							2
旭町防災倉庫				1							4		1				96							2
市契約倉庫(作塚町)								70		23,200														
へきなん福祉センターあいくる		2									4						96		2					2
神田町防災倉庫		1									2						48							2
旧JA鷲塚支店(水防備蓄倉庫)																							1	
碧南市民病院(コンテナ)	1																		6				2	2
防災備蓄倉庫(コンテナ・市内27箇所)	27	27	7			108		26							27	27	672	27	27	26	27	26	27	
指定避難所（35箇所） 1 新川小学校体育館	1				2		3		2	800	3		1	1										
2 新川公民館	1				2		1		2	600	3													
3 羽久手保育園	1				2		1		2	600	3													
4 碧南工科高等学校体育館	1				2		3		2	1,000	3													

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
59	（下表）	（下表）	２.碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

6	中央中学校体育館	1				2			2			3	1		1					1					
7	保健センター	1				2			2			3	1												
8	大浜公民館	1				2			2			3	1												
9	大浜小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1										
10	南部市民プラザ	1				2			2			3	1												
11	棚尾小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1					1					
12	棚尾公民館	1				2			2			3	1												
13	前浜集落センター	1				2			2			3	1												
14	川口農業センター	1				2			2			3	1												
15	日進公民館	1				2			2			3	1												
16	東部市民プラザ	1				2			2			3	1												
17	東中学校体育館	1				2			2			3	1		1					1					
18	鷲塚小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1										
19	鷲塚公民館	1				2			2			3	1												
20	荒子保育園	1				2			2			3	1												
21	西端小学校体育館	1				2			2			3	1	1	1										
22	西端公民館	1				2			2			3	1												
23	農業者コミュニティーセンター	1				2			2			3	1		1										
24	勤労者体育センター	1				2			2			3	1												
25	新川中学校	1				2			2			3	1		1					1					
26	新川保育園	1				2			2			3	1												
27	天道保育園	1				2			2			3	1												
28	文化会館	1				2			2			3	1												
29	南中学校体育館	1				2			2			3	1		1										
30	臨海体育館	1				2			2			3	1												
31	棚尾ふれあい館	1				2			2			3	1												
32	防災の家	1				2			2			3	1												
33	西端下区民館	1				2			2			3	1												
34	西端保育園	1				2			2			3	1												
35	中部公民館	1				2			2			3	1	1	1										
合計		65	31	7	1	73	63		96			137	48	7	12	27	27	712	27	36	26	27	26	29	12

改正後（令和４年２月修正）

5	中央小学校体育館	1				2		3		2	600	3		1	1										
6	中央中学校体育館	1				2		3		2	1,000	3			1										
7	保健センター	1				2		1		2	600	3													
8	大浜公民館	1				2		1		2	600	3													
9	大浜小学校体育館	1				2		3		2	1,000	3		1	1										
10	南部市民プラザ	1				2		3		2	1,000	3													
11	棚尾小学校体育館	1				2		3		2	800	3		1	1										
12	棚尾公民館	1				2		1		2	600	3													
13	前浜集落センター	1				2		1		2	600	3													
14	川口農業センター	1				2		1		2	600	3													
15	日進公民館	1				2		1		2	600	3													
16	東部市民プラザ	1				2		3		2	1,000	3													
17	東中学校体育館	1				2		3		2	1,000	3			1										
18	鷲塚小学校体育館	1				2		3		2	600	3		1	1										
19	鷲塚公民館	1				2		1		2	600	3													
20	荒子保育園	1				2		1		2	600	3													
21	西端小学校体育館	1				2		3		2	600	3		1	1										
22	西端公民館	1				2		1		2	600	3													
23	農業者コミュニティーセンター	1				2		1		2	1,000	3			1										
24	勤労者体育センター	1				2		1		2	1,000	3								2					
25	新川中学校	1				2		3		2	1,000	3			1										
26	新川保育園	1				2		1		2	600	3													
27	天道保育園	1				2		1		2	600	3													
28	文化会館	1				2		3		2	1,000	3													
29	南中学校体育館	1				2		3		2	1,000	3			1										
30	臨海体育館	1				2		3		2	1,000	3													
31	棚尾ふれあい館	1				2		1		2	600	3													
32	防災の家	1				2		1		2	600	3													
33	西端下区民館	1				2		1		2	600	3													
34	西端保育園	1				2		1		2	600	3													
35	中部公民館	1				2		1		2	600	3		1	1										
合計		65	33	7	1	74	111	73	96	70	49,400	159		8	12	27	27	1,169	27	52	26	27	26	30	12

61

現行計画（令和３年２月修正）

資料８　避難地・避難所関係

61

資料８－１　一時退避場所及び火災時退避場所

１　一時退避場所

災害時に一時的に命を守るために避難する場所。

	施　設　名	所在地	津波	洪水	高潮

改正後（令和４年２月修正）

資料８　避難地・避難所関係

資料８－１　一時退避場所及び火災時退避場所

１　一時退避場所

災害時に一時的に命を守るために避難する場所。

	施　設　名	所在地	津波	洪水	高潮

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
61			２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

現行計画（令和３年２月修正）

新川	衣浦グランドホテル	田尻町 1-1-9	○	△	△
	碧南工業高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
中央					
大浜	トヨタ自動車㈱ 第１～第４衣浦寮 アリビオ第５衣浦寮	港本町 3-1	○	△	△
	トヨタ自動車㈱ アリビオ衣浦寮	塩浜町 8-1-1	△	△	△
	衣浦東部浄化センター　管理棟	港南町 2-8-15	○	×	×
	（追加）				
棚尾					
日進	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
	（追加）				

（略）

２　火災時退避場所

	施　設　名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡
新川	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○	23,315
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×	11,497
	碧南工業高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×	18,487
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×	20,000
中央	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○	10,390
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○	13,664
大浜	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×	9,957
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×	92,498
	（追加）					
棚尾	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×	8,818
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×	14,078

改正後（令和４年２月修正）

新川	（削除）				
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
中央					
大浜	トヨタ自動車㈱第１～第５衣浦寮敷地	港本町 3-1	○	×	×
	トヨタ自動車㈱ アリビオ衣浦寮敷地	塩浜町 8-1-1	○	×	×
	衣浦東部浄化センター　管理棟	港南町 2-8-15	○	×	×
	アイシン辰栄株式会社 立体駐車場	港南町 2-8-12	○	○	○
棚尾					
日進	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
	霞浦公園	霞浦町 2-68-2	○	×	×

（略）

２　火災時退避場所

	施　設　名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡
新川	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○	23,315
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×	11,497
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×	18,487
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×	20,000
中央	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○	10,390
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○	13,664
大浜	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×	9,957
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×	92,498
	伊勢町公園	伊勢町 3-25	×	×	×	10,000
棚尾	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×	8,818

63

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由

63

	水族館北駐車場	浜町2-3	○	×	×	5,650
	若宮公園	若宮町7-19	×	×	×	1,700
日進	日進小学校グラウンド	日進町4-1	×	×	×	13,595
鷲塚	鷲塚小学校グラウンド	旭町2-30	○	○	○	8,914
	東中学校グラウンド	天神町3-88	○	○	○	17,299
西端	西端小学校グラウンド	上町3-1	○	×	×	8,172
	油ヶ渕遊園地	油渕町2-72	×	×	×	18,000

整備中の一時退避場所・火災時退避場所

	施　設　名	所在地
大浜	伊勢町公園	伊勢町３丁目
日進	霞浦公園	霞浦町２丁目

	南中学校グラウンド	春日町1-1	○	×	×	14,078
	水族館北駐車場	浜町2-3	○	×	×	5,650
	若宮公園	若宮町7-19	×	×	×	1,700
日進	日進小学校グラウンド	日進町4-1	×	×	×	13,595
鷲塚	鷲塚小学校グラウンド	旭町2-30	○	○	○	8,914
	東中学校グラウンド	天神町3-88	○	○	○	17,299
西端	西端小学校グラウンド	上町3-1	○	×	×	8,172
	油ヶ渕遊園地	油渕町2-72	×	×	×	18,000

（削除）

２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）

64

資料８－２　市の指定する避難所

No	施　設　名	所在地	電話	構造	面積㎡	収容可能人員	備考	津波	洪水	高潮
4	碧南工業高等学校体育館	（略）								

資料８－２　市の指定する避難所

No	施　設　名	所在地	電話	構造	面積㎡	収容可能人員	備考	津波	洪水	高潮
4	碧南工科高等学校体育館	（略）								

66

資料９　医療・衛生関係

資料９　医療・衛生関係

66

資料９－１　市内の医療機関

※「病」…救急病院

名称	管理者	所在地	電話番号	診療科	病
（略）					
平岩医院	平岩堅太郎	中山町6-55	48-3434	内　循　眼	
（略）					

資料９－１　市内の医療機関

※「病」…病院

名称	管理者	所在地	電話番号	診療科	病
（略）					
平岩医院	平岩紀子	中山町6-55	48-3434	内　循　眼	
（略）					

２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）

68

（歯科）

名称	管理者	所在地	電話番号
（略）			
中央歯科	長田明	向陽町２丁目４番地	４８－３６００

（歯科）

名称	管理者	所在地	電話番号
（略）			
中央歯科	長田真明	向陽町２丁目４番地	４８－３６００

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
68	（略） なかまち歯科　神谷覚　中　町１丁目５１番地　４２－８８６８ （略） リコー歯科　永坂利行　栄　町４丁目８８番地　４２－８８８４ （略）	（略） （削除） （略） リコー歯科　永坂直哉　栄　町４丁目８８番地　４２－８８８４ （略）	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）
70	資料１０　ライフライン関係	資料１０　ライフライン関係	
70	資料１０－１　応急給水用資機材 （略） 非常用飲料水袋　容積6リットル（背負式）　18,525 袋　第2配水場（18,000 袋）栗山防災倉庫（525 袋） 臨時給水栓　蛇口４口　47 基　第２配水場（22 基）栗山防災倉庫（25 基） 残塩計　デジタル残塩計 比色残塩計　５台　第２配水場 デジタル残塩計（３台） 比色残塩計（１台） 水道課 比色残塩計（１台） （略）	資料１０－１　応急給水用資機材 （略） 非常用飲料水袋　容積6リットル（背負式）　21,525 袋　第2配水場（21,000 袋）栗山防災倉庫（525 袋） 臨時給水栓　蛇口４口　47 基　第２配水場（22 基）栗山防災倉庫（25 基） 残塩計　デジタル残塩計 比色残塩計　５台　第２配水場 デジタル残塩計（２台） 比色残塩計（１台） 水道課 デジタル残塩計（１台） 比色残塩計（１台） （略）	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）
74	資料１２　条例・災害協定等	資料１２　条例・災害協定等	
123	資料１２－３３　災害救助物資の緊急調達に関する （略）	資料１２－３３　災害救助物資の緊急調達に関する協定 （略）	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）
124	No.1 協定締結者 災害救助物資の品目 協定締結日 No.2 No.3 名古屋市東区葵３丁目 15 番 31 号 株式会社ヤマナカ 代表取締役社長　中野　義久　食料(缶詰、インスタント麺、レトルト食品、飲料水等) 日用品(トイレットペーパー、洗剤等)　平成 23 年 11 月 29 日	No.1 協定締結者 災害救助物資の品目 協定締結日 No.2 （削除）　（削除）　（削除）	

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
124	<table><tr><td>4</td><td>碧南市中山町５丁目35番地 株式会社フード生田 代表取締役　生田　繁信</td><td>食料(米、ﾊﾟﾝ、ｲﾝｽﾀﾝﾄ麺、ﾚﾄﾙﾄ食品、生鮮食品、飲料水等)</td><td>平成 23 年 11 月 29 日</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	<table><tr><td>3</td><td>碧南市中山町５丁目35番地 株式会社フード生田 代表取締役　生田　繁信</td><td>食料(米、ﾊﾟﾝ、ｲﾝｽﾀﾝﾄ麺、ﾚﾄﾙﾄ食品、生鮮食品、飲料水等)</td><td>平成 23 年 11 月 29 日</td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	
181	（追加）	資料１２－６１　災害時における車両貸出および給電等に関する協定書 碧南市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ愛知株式会社（以下「乙」という。）は、碧南市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、電動車両等の貸出および給電等（以下「給電業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第１条　この覚書は、碧南市内において災害が発生した場合に、乙が提供する電動車両等の貸出および給電業務等について必要な事項を定め、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙共に理解醸成に努めることを目的とする。 （給電業務等の内容） 第２条　この覚書における給電業務等は、次に掲げるものとする。 （１）　甲から要請のあった場合に、乙の電動車両等を貸し出す。 （２）　乙店舗を給電場所として提供する。 （３）　乙店舗にて、乙の車両を使用して給電を行う。 （電動車両等の種類） 第３条　乙が甲に対して貸し出す電動車両等は、次に掲げるものとする。 ハイブリッド車（プラグインハイブリッド含む）、 燃料電池自動車、その他自動車からの外部給電に必要な機器	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
181	（追加）	（給電業務等の要請） 第４条　甲は、給電業務等の要請を、書面（様式１号）で行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。 （給電業務等の実施） 第５条　乙は、前条の規定により要請を受けた時は、業務に支障を来たさない範囲で営業時間内に優先的に給電業務等を行うものとする。 （期間） 第６条　給電業務等の期間は、原則１週間程度とし、期間の変更の必要がある場合 は、甲、乙協議の上、決定するものとする。 （費用負担） 第７条　給電業務等に要した諸経費については、甲が負担するものとする。 （補償） 第８条　電動車両等の貸出期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。 （１）　貸与期間中に生じた電動車両等の損害については、甲がその責任を負うものとする。 （２）　事故等により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙で協議の上、その賠償にあたるものとする。	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
182	（追加）	（自動車保険） 第９条 乙は電動車両等の貸出にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかにその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。この保険の適用を受けるに際しかかる費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失等によって保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含めて甲の負担とする。	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
182	（追加）	（費用の支払い） 第１０条　当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。 （訓練等への協力） 第１１条　乙は、この協定による目的を達するため、甲が防災訓練等を実施する際には、できる限り電動車両等の貸出に協力するものとする。 （連絡責任者） 第１２条　甲、乙はこの協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式２号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。 （本協定書の有効期間） 第１３条 （１）　本協定書の有効期間は、令和３年１月２８日から令和４年１月２７日までとし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、１年毎にこれを更新するものとする。 （２）　甲又は乙は、本協定の内容を変更、或いは終了しようとする場合、本協定期間満了の３ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。 （協議） 第１４条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。 令和3年1月２８日 甲　碧南市松本町２８番地 碧南市長　　禰　冝　田　政　信	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>182</td><td></td><td>乙　　名古屋市西区則武新町３丁目９番８号

トヨタカローラ愛知株式会社

代表取締役社長　　野　崎　　孝</td><td></td></tr>
<tr><td>183</td><td>（追加）</td><td>（様式１号）

年　　月　　日

災害時における電動車両等の供給要請書

トヨタカローラ愛知株式会社　殿

碧南市

給電業務等について次の通り要請します。

<table><tr><td>担当者</td><td>所　属
氏　名
連絡先</td></tr><tr><td>口頭、電話等による要請の日時</td><td>年　　月　　日　　時　　分</td></tr><tr><td>貸与を要請する理由</td><td></td></tr><tr><td>貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量</td><td>種　類
規　格
数　量</td></tr><tr><td>貸与を必要とする場所</td><td>住　所</td></tr><tr><td>貸与を必要とする期間</td><td>年　月　日　～　　年　月　日</td></tr><tr><td>その他必要な事項</td><td></td></tr></table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>184</td><td>（追加）</td><td>（様式２号）

年　　月　　日

連絡責任者報告書

相手方　殿

当事者

災害時における車両貸出および給電等に関する協定第１２条の規定に基づき、次の通り報告します。

（　　年　　月　　日現在）
<table><tr><td>第一順位</td><td>所　属
氏　名
連絡先</td></tr><tr><td>第二順位</td><td>所　属
氏　名
連絡先</td></tr></table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>185</td><td>（追加）</td><td>資料１２－６２　原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区 10 市町（以下「避難受入市町」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 86 条の９の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
185	（追加）	（広域避難の基本的事項） 第２条　原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。 ２　避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（３日程度を目安）は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。 ３　掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。 （1）避難経由所の開設、運営等 （2）避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等 ４　掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。 ５　掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
186	（追加）	（広域避難の受入要請等） 第３条　避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第 86 条の９第１項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。 ２　避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。 （受入期間） 第４条　前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、　　原則として１か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び　　静岡県が調整する。 （避難退域時検査等） 第５条　広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
186	（追加）	力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。 （費用の負担） 第６条　避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。 ２　掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。 （情報の交換） 第７条　避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。 （連絡責任者） 第８条　この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。 （協議事項） 第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本書を 11 通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各１通を所持する。 令和３年１月３１日 愛知県岡崎市長　中根　康浩 愛知県碧南市長　禰冝田　政信 愛知県刈谷市長　稲垣　武 愛知県豊田市長　太田　稔彦	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）
187	（追加）		

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
187	（追加）	愛知県安城市長　　神谷　学 愛知県西尾市長　　中村　健 愛知県知立市長　　林　郁夫 愛知県高浜市長　　吉岡　初浩 愛知県みよし市長　小野田　賢治 愛知県幸田町長　　成瀬　敦 静岡県掛川市長　　松井　三郎	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）
188	（追加）	資料１２－６３　災害時における協力体制に関する協定書 碧南市（以下「甲」という。）、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人碧南青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第１条　この協定は、碧南市内における災害時において、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、迅速かつ総合的に支援活動等の協力・連携を行うために必要な事項を定めるものとする。	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
188	（追加）	（連携及び協力） 第２条　丙は、甲及び乙の要請に応じて次の活動を行う。 （１）被災者の生活に関する支援・協力 （２）避難所及び被災者への支援物資の供給 （３）災害対応業務の実施及び災害ボランティアセンターを運営するために 必要な資機材等の確保が困難な場合、資機材等の確保に関する協力 （４）災害ボランティアセンターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合の協力 （５）その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力 ２　甲、乙及び丙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるために、必要な範囲で情報を共有し連携を図ることとする。 ３　その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲、乙及び丙で協議のもと、連携を図るものとする。 （平常時の活動への協力等） 第３条　甲、乙及び丙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう研修や訓練等に努め、年度毎に情報交換の機会を設ける。 ２　市外での災害発生時における情報収集、発信及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲、乙及び丙は相互に協力を求めることができる。 （経費の負担） 第４条　本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動にかかる費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用負担割合について誠実に協議する。	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）
189	（追加）	（保険） 第５条　丙は、本協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、丙の活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。	

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
189	（追加）	（守秘義務） 第６条　甲、乙及び丙は本協定に基づく活動等を通して知り得た個人情報等は、情報提供者の許可なく他に漏らしてはならない。 （連絡責任者） 第７条　当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方らに報告する。 （協議） 第８条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。 （有効期間） 第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。但し、この期間が満了する３０日前までに甲、乙及び丙それぞれから別段の意思表示がない時は、さらに１年間継続するものとし、それ以降も同様とする。 この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印のうえ各自１通を保管するものとする。 令和３年１２月２４日 甲　　碧南市松本町２８番地 碧南市 市長 乙　　碧南市山神町８丁目３５番地 社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 会長 丙　　碧南市源氏神明町９０番地　碧南商工	２．碧南市各部局における活動の反映等 （情報の更新等）

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
189	（追加）	会議所内 一般社団法人碧南青年会議所 理事長	
190	**資料１３　様式等**	**資料１３　様式等**	
194	資料１３－５　自衛隊災害派遣要請依頼書 （注）２については、具体的に表現することが困難な場合には、「救援活動が終了するまでの間」等の	資料１３－５　自衛隊災害派遣要請依頼書	**２．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
194	年　月　日 愛知県知事　殿 碧南市長 部隊等の派遣要請依頼書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1　災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由 2　派遣を希望する期間 3　派遣を希望する区域及び活動内容 (1)　区域 (2)　活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4　その他参考となるべき事項 その他の細部については、　　において調整する。 表現とすること。	文書番号 年　月　日 愛知県知事　殿 碧南市長 部隊等の派遣要請依頼書 災害を○○（災害派遣の種別）するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1　災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由 2　派遣を希望する期間 3　派遣を希望する区域及び活動内容 (1)　区域 (2)　活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4　その他参考となるべき事項 その他の細部については、○○（碧南市災害対策本部等）において調整する。 （注） 1「派遣を要請する理由」については、自衛隊災害派遣３要件を満たすように記載する。特に「非代替性」を満たしていることを記載する。 自衛隊災害派遣３要件 自衛隊に対する災害派遣要請は、次の要件を満たす必要がある。特に「非代替性」が満たされないため災害派遣が得られない場合がある。 「公共性」：災害から人命や財産を社会的に保護する必要性がある。 「緊急性」：状況が切迫していて今すぐにでも救援が必要である。 「非代替性」：自衛隊の派遣以外にほかに適当な手段がない。 2については、具体的に表現することが困難な場合には、「救援活動が終了するまでの間」等の表現とすること。	**2．碧南市各部局における活動の反映等** （情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>198</td><td>資料１４　その他</td><td>資料１４　その他</td><td rowspan="2">２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>198</td><td>資料１４－１　自主防災会の設立状況　（設立年月日順）

<table>
<tr><th colspan="2">名　称</th><th>設立年月日</th><th>対象行政区</th></tr>
<tr><td>1</td><td>川口町防災会</td><td>昭和58年11月１日</td><td>川口町</td></tr>
<tr><td>2</td><td>前浜町防災会</td><td>昭和59年 2月１日</td><td>前浜町</td></tr>
<tr><td>3</td><td>神有区自主防災会</td><td>平成 8年 8月１日</td><td>神有町・天神町、池下照光町、南白山町</td></tr>
<tr><td>4</td><td>西端地区第１自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>大久手町、西端１区、西端２区、平山団地</td></tr>
<tr><td>5</td><td>西端地区第２自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>西端３区、西端４区、西端５区、宮下団地</td></tr>
<tr><td>6</td><td>西端地区第３自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>西端６区、西端７区、西端９区</td></tr>
<tr><td>7</td><td>西端地区第４自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>西端８区、西端１０区、三度山団地</td></tr>
<tr><td>8</td><td>千福地区第１自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>千福町第1、千福町第2</td></tr>
<tr><td>9</td><td>千福地区第２自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>篭田町第１、篭田町第２、千福浜尾町</td></tr>
<tr><td>10</td><td>日進北部自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>鴻島町、伏見町、日進町、砂子、砂子第2、滝信町</td></tr>
<tr><td>11</td><td>日進南部自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>霞浦町、東浦町、平七町、家下</td></tr>
<tr><td>12</td><td>新川北部第１自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>久沓町、丸山町、六軒町、田尻町</td></tr>
<tr><td>13</td><td>新川北部第２自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>松江町、相生町、相生鶴見町</td></tr>
<tr><td>14</td><td>新川北部第３自主防災会</td><td>平成 9年 4月１日</td><td>西山町第１、西山町第２</td></tr>
<tr><td>15</td><td>鷲塚地区自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>鷲塚町、鷲林町、旭町</td></tr>
<tr><td>16</td><td>鷲塚住宅自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>鷲塚住宅</td></tr>
<tr><td>17</td><td>大浜下区第１自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>錦町、塩浜町、築山町</td></tr>
<tr><td>18</td><td>大浜下区第２自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>西浜町第１、西浜町第２、浜田町</td></tr>
<tr><td>19</td><td>大浜下区第３自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>伊勢若松町、入船権田町第1、入船権田町第2</td></tr>
<tr><td>20</td><td>大浜下区第４自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>宮町第１、宮町第２、権現岬町</td></tr>
<tr><td>21</td><td>新川東部第１自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>住吉町、浜尾鶴見町、掘方町</td></tr>
<tr><td>22</td><td>新川東部第２自主防災会</td><td>平成10年 4月１日</td><td>金山町、東山町</td></tr>
<tr><td>23</td><td>大浜上区第１自主防災会</td><td>平成11年 4月１日</td><td>大浜上町、石橋町第１、石橋町第２、中松町</td></tr>
<tr><td>24</td><td>大浜上区第２自主防災会</td><td>平成11年 4月１日</td><td>羽根町、本郷町、中町上区</td></tr>
<tr><td>25</td><td>大浜上区第３自主防災会</td><td>平成11年 4月１日</td><td>松本町、沢渡町、野田町</td></tr>
<tr><td>26</td><td>大浜中区自主防災会</td><td>平成11年 4月１日</td><td>浜寺町、音羽町、中町中区、善明町、作塚町</td></tr>
<tr><td>27</td><td>棚尾地区北自主防災会</td><td>平成12年 4月１日</td><td>春日町、栗山町、作塚沢渡町</td></tr>
<tr><td>28</td><td>棚尾地区中自主防災会</td><td>平成12年 4月１日</td><td>源氏町、汐田町、志貴町、志貴崎町</td></tr>
</table></td><td>資料１４－１　自主防災会の設立状況

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>設立年月日</th><th>対　象　行　政　区</th></tr>
<tr><td>新川北部第１自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>久沓町、丸山町、六軒町、田尻町</td></tr>
<tr><td>新川北部第２自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>松江町、相生町、相生鶴見町</td></tr>
<tr><td>新川北部第３自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>西山町第1、西山町第2</td></tr>
<tr><td>鶴ヶ崎地区第１自主防災会</td><td>平成14年４月１日</td><td>山神相生町、山神町</td></tr>
<tr><td>鶴ヶ崎地区第２自主防災会</td><td>平成14年４月１日</td><td>新川山神町、浅間町、新川篭田町</td></tr>
<tr><td>千福地区第１自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>千福町第1、千福町第2</td></tr>
<tr><td>千福地区第２自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>篭田町第1、篭田町第2、千福浜尾町</td></tr>
<tr><td>千福地区第３自主防災会</td><td>平成27年４月１日</td><td>千福福清水町、千福堀方町</td></tr>
<tr><td>新川東部第１自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>住吉町、浜尾鶴見町、堀方町</td></tr>
<tr><td>新川東部第２自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>金山町、東山町</td></tr>
<tr><td>道場山区自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>道場山町、宮後町、福清水末広町</td></tr>
<tr><td>天王らくらく自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>天王第１・２・３・４</td></tr>
<tr><td>中山区第１部自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>尾城町、中山町、源氏神明町</td></tr>
<tr><td>中山区第２部自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>中後町、幸町第1、幸町第2、向陽町、植出町</td></tr>
<tr><td>大浜上区第１自主防災会</td><td>平成11年４月１日</td><td>大浜上町、石橋町第1、石橋町第2、中松町</td></tr>
<tr><td>大浜上区第２自主防災会</td><td>平成11年４月１日</td><td>羽根町、本郷町、中町上区</td></tr>
<tr><td>大浜上区第３自主防災会</td><td>平成11年４月１日</td><td>松本町、沢渡町、野田町</td></tr>
<tr><td>大浜中区自主防災会</td><td>平成11年４月１日</td><td>浜寺町、音羽町、中町中区、作塚町、善明町</td></tr>
<tr><td>大浜下区第１自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>錦町、塩浜町、築山町</td></tr>
<tr><td>大浜下区第２自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>浜田町、西浜町第1、西浜町第2</td></tr>
<tr><td>大浜下区第３自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>伊勢若松町、入船権田町第1、入船権田町第2</td></tr>
<tr><td>大浜下区第４自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>宮町第1、宮町第2、権現町、岬町</td></tr>
<tr><td>塩浜町第２自主防災会</td><td>平成17年４月１日</td><td>塩浜町第2</td></tr>
<tr><td>川口町自主防災会</td><td>昭和58年11月１日</td><td>川口町</td></tr>
<tr><td>前浜町自主防災会</td><td>昭和59年２月１日</td><td>前浜町</td></tr>
<tr><td>棚尾地区北自主防災会</td><td>平成12年４月１日</td><td>春日町、作塚沢渡町、栗山町</td></tr>
<tr><td>棚尾地区中自主防災会</td><td>平成12年４月１日</td><td>源氏町、汐田町、志貴町、志貴崎町</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>198</td><td>
<table>
<tr><td>29</td><td>棚尾地区南自主防災会</td><td>平成12年４月１日</td><td>若宮町、弥生町、棚尾本町</td></tr>
<tr><td>30</td><td>道場山区自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>道場山町、宮後町、末広町、福清水町</td></tr>
<tr><td>31</td><td>天王区自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>天王町第1、天王町第2、天王町第3、天王町第4</td></tr>
<tr><td>32</td><td>中山区１部自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>尾城町、中山町、源氏神明町、向山住宅</td></tr>
<tr><td>33</td><td>中山区２部自主防災会</td><td>平成13年４月１日</td><td>中後町、幸町第１、幸町第２、向陽町</td></tr>
<tr><td>34</td><td>鶴ケ崎地区第１自主防災会</td><td>平成14年４月１日</td><td>山神相生町、山神町</td></tr>
<tr><td>35</td><td>鶴ケ崎地区第２自主防災会</td><td>平成14年４月１日</td><td>新川山神町、浅間町、新川篭田町</td></tr>
<tr><td>36</td><td>塩浜第２自主防災会</td><td>平成17年４月１日</td><td>塩浜町（トヨタアリビオ衣浦寮）</td></tr>
<tr><td>37</td><td>西部連合町内会自主防災会</td><td>平成24年４月１日</td><td>二本木町、荒子町、笹山町、新道町、緑町、西部城山町</td></tr>
<tr><td>38</td><td>千福地区第３自主防災会</td><td>平成27年４月１日</td><td>千福福清水町、千福堀方町</td></tr>
</table>
令和３年４月から志貴崎町は棚尾地区南自主防災会から棚尾地区中自主防災会に変更する。</td><td>
<table>
<tr><td>棚尾地区南自主防災会</td><td>平成12年４月１日</td><td>棚尾本町、弥生町、若宮町、雨池川端町</td></tr>
<tr><td>鷲塚地区自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>鷲塚町、鷲林町、旭町</td></tr>
<tr><td>鷲塚住宅自主防災会</td><td>平成10年４月１日</td><td>鷲塚住宅</td></tr>
<tr><td>西部連合町内会</td><td>平成24年４月１日</td><td>二本木町、荒子町、笹山町、新道町、緑町、西部城山町</td></tr>
<tr><td>神有区自主防災会</td><td>平成８年４月１日</td><td>神有町、天神町、池下照光町、南城山町</td></tr>
<tr><td>日進北部自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>鴻島町、伏見町、日進町、砂子、流作町、三宅町</td></tr>
<tr><td>日進南部自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>霞浦町、東浦町、平七町、家下</td></tr>
<tr><td>西端地区第１自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>大久手町・半崎１、半崎２、半崎３</td></tr>
<tr><td>西端地区第２自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>上１、上２・３・宮下、上４、上５</td></tr>
<tr><td>西端地区第３自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>下１・２、下３、下４、下５、下６</td></tr>
<tr><td>西端地区第４自主防災会</td><td>平成９年４月１日</td><td>西荒居１、西荒居２・三度山住宅</td></tr>
</table></td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等</td></tr>
<tr><td>199</td><td>資料１４－２　碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

第１次非常配備　準備体制

（追加）

この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。ただし、下水道班及び農水班は独自の判断で出動する。

（略）
<table>
<tr><td>常　時　待　機</td><td>情報連絡活動</td><td>衣浦東部広域連合通信指令班</td></tr>
<tr><td rowspan="6">状況に応じ出動</td><td>本部班</td><td>防災課員</td></tr>
<tr><td>広報班</td><td>経営企画課（課長、広報戦略係長）</td></tr>
<tr><td>農水班</td><td>農業水産課（課長、土地改良係）</td></tr>
<tr><td>土木施設管理班</td><td>土木港湾課係長以上</td></tr>
<tr><td>下水道班</td><td>下水道課（課長、都市下水係）</td></tr>
<tr><td>消防班</td><td>碧南消防署長、副署長</td></tr>
</table>
（※必要に応じ、碧南警察署へ依頼）</td><td>資料１４－２　碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

第１次非常配備　準備体制

情報連絡活動に警防担当職員が当たるとともに、状況に応じ各班の最小限の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に移行できる体制とする。
この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。ただし、農水班、下水道班及び土木施設管理班は独自の判断で出動する。
（略）
<table>
<tr><td>常　時　待　機</td><td>情報連絡活動</td><td>衣浦東部広域連合通信指令班</td></tr>
<tr><td rowspan="5">状況に応じ出動</td><td>本部班</td><td>防災課員</td></tr>
<tr><td>広報班</td><td>経営企画課（課長、広報戦略係長）</td></tr>
<tr><td>農水班</td><td>農業水産課（課長、土地改良係）</td></tr>
<tr><td>土木施設管理班</td><td>土木港湾課（課長、係長、港湾河川係）</td></tr>
<tr><td>下水道班</td><td>下水道課（課長、都市下水係（建築課兼務職員を含む））</td></tr>
<tr><td>消防班</td><td>碧南消防署長、副署長</td></tr>
</table>
（※必要に応じ、碧南警察署へ依頼）</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>200</td>
<td>
<h2>第１次非常配備　警戒体制
（※必要に応じて災害対策本部設置）</h2>
（追加）

この配備表に記載されている職員は下記の状況が発生したときは、本部から指示のあるまで自宅待機とする。ただし、本部班は、自動的に出動する。

１　次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、当市において災害発生の危険性がある場合。
(1)大雨特別警報　(2)暴風特別警報　(3)高潮特別警報　(4)波浪特別警報　(5)暴風雪特別警報
(6)大雪特別警報　(7)大雨警報　(8)暴風警報　(9)高潮警報　(10)暴風雪警報　(11)大雪警報
(12)洪水警報　(13)津波警報（大津波）　(14)矢作川洪水警報　(15)矢作川氾濫警戒情報
(16)土砂災害警戒情報
（略）
４　碧南市において「震度４」の地震が発生したとき。
（略）
<table>
<tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>部（部長）</th><th>班（◎班長・○副班長）</th><th>係（係長・係員）</th><th>所掌業務</th></tr>
<tr><td rowspan="6">市長</td><td rowspan="6">副市長
（防災統轄監）
教育長</td><td colspan="3">（略）</td><td rowspan="6">当該配備時における部次の所掌業務（第3次配備表参照）</td></tr>
<tr><td>総部務
（経務部長）</td><td>情報・調整班
◎秘書課課長
広報班
◎経営企画課長</td><td>情報分析係
（情報システム係長及び情報統括担当係長）
広報係
（広報戦略係長）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>医療部
（経営管理部長）</td><td>第２医療班</td><td>（経営管理部長）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>給排水部
（開発水道部長）</td><td>水道班
◎水道課長
下水道班
◎下水道課長）</td><td>給水係
（水道課員）
排水係
（下水道課員）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
市民病院の非常配備体制による
</td>
<td>
<h2>第１次非常配備　警戒体制
（※必要に応じて災害対策本部設置）</h2>
情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
この配備表に記載されている職員は下記の状況が発生したときは、本部から指示のあるまで自宅待機とする。ただし、本部班は、自動的に出動する。また、農水班、土木施設管理班、及び下水道班は独自の判断で出動する。
１　次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、当市において災害発生の危険性がある場合。
(1)大雨警報　(2)暴風警報　(3)洪水警報　(4)高潮警報　(5)暴風雪警報　(6)大雪警報
(7)土砂災害警戒情報
（略）
４　碧南市において「震度４」を観測した地震が発生したとき。
（略）
<table>
<tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>部（部長）</th><th>班（◎班長・○副班長）</th><th>係（係長・係員）</th><th>所掌業務</th></tr>
<tr><td rowspan="6">市長</td><td rowspan="6">副市長
（防災統轄監）
教育長</td><td colspan="3">（略）</td><td rowspan="6">当該配備時における部次の所掌業務（第3次配備表参照）</td></tr>
<tr><td>総部務
（経務部長）</td><td>情報・調整班
◎秘書課課長
広報班
◎経営企画課長</td><td>情報分析係
（情報システム係長及び情報システム担当係長）
広報係
（広報戦略係長）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>医療部
（医事経営課長）</td><td>第２医療班</td><td>（経営管理部長）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給排水部
（開発水道部長）</td><td>水道班
◎水道課長
下水道班
◎下水道課長）</td><td>給水係
（水道課員）
排水係
下水道課（都市下水係員（建築課兼務職員を含む）、公共下水道係員）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
市民病院の非常配備体制による
</td>
<td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td>
</tr>
</table>

頁	現行計画（令和３年２月修正）	改正後（令和４年２月修正）	改正理由
202	**碧南市災害対策本部組織図（第２次非常配備）** 図中 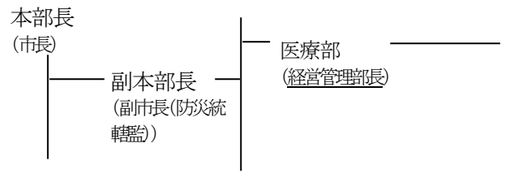 	**碧南市災害対策本部組織図（第２次非常配備）** 図中 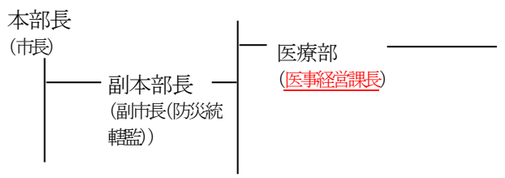 	２．碧南市各部局における活動の反映等（情報の更新等）
203	**第２次非常配備** **（＝災害対策本部設置）** （追加） この配備表に記載されている職員は招集、それ以外の職員については本部から指示のあるまで自宅待機とする。 １　第１次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ２　碧南市において「震度５弱又は震度５強」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。 ３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 （追加） ４　その他市長が必要と認めたとき。	**第２次非常配備** **（＝災害対策本部設置）** 関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により速やかに第３次非常配備に切り替えることができる体制又は切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。 この配備表に記載されている職員は招集、それ以外の職員については本部から指示のあるまで自宅待機とする。 １　第１次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ２　次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 （1）大雨特別警報　（2）暴風特別警報　（3）高潮特別警報　（4）波浪特別警報　（5）暴風雪特別警報 （6）大雪特別警報　（7）矢作川氾濫警戒情報 ３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ４　碧南市において「震度５弱又は震度５強」を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。 ５　その他市長が必要と認めたとき。 本部長　　市長 副本部長　副市長（防災統轄監）、教育長	２．碧南市各部局における活動の反映等（情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

現行計画（令和３年２月修正）

頁	部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係（係長）	係員	所掌業務	協力機関・団体
203	本部 ◎市長 ○副市長 （防災統轄監） ○教育長 市民協働部長（防災監）		〃			
	経務部 ◎経務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 （情報統括係長及び情報統計担当係長） （秘書係長）	（経務部）財政係長 （市民協働部）地域協働課1名 （福祉こども部）保護係長 （健康推進部）地域支援係1名（高） （経済環境部）環境保全係長 （建設部）管理係長（建） （開発水道部）管理係長（水） （教育部）庶務課1名 （議会事務局）議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃
	調査支援部 ◎市民協働部長補務		〃			
	福祉援助部 ◎福祉こども部長		〃			
	避難援護部 ◎健康推進部長		〃			
204	医療部 ◎経営管理部長	第2医療班	第2医療係 市民病院の非常配備体制による		当該配備時における各担当の所掌業務（第3次配備表参照）	当該配備時における協力機関・団体（第3次配備表参照）
	経済環境部 ◎経済環境部長		〃			
	住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅係 （兼管理係長）	管理係員	〃	〃
	緑排水部 ◎開発水道部長					
		下水道班 ◎下水道課長	排水係 （都市下水係長） 公共下水道係 （公共下水係長）	都市下水係員、公共下水係員 （兼建築営繕係長（建）、（兼建築営繕係員（建）	〃	〃

改正後（令和４年２月修正）

部	班 ◎班長 ○副班長	係（係長）	係員	所掌業務	協力機関・団体
本部 市民協働部長（防災監）		〃			
経務部 経務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 （情報システム係長及び情報システム担当係長） （秘書係長）	（経務部）財政係長 （市民協働部）地域協働課1名 （福祉こども部）保護係長 （健康推進部）地域支援係1名（高） （経済環境部）環境保全係長 （建設部）建築課1名 （開発水道部）管理係長（水） （教育部）庶務課1名 （議会事務局）議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃
調査支援部 市民協働部長補務		〃			
福祉援助部 福祉こども部長		〃			
避難援護部 健康推進部長		〃			
医療部 医事経営課長	第2医療班	第2医療係 市民病院の非常配備体制による		当該配備時における各担当の所掌業務（第3次配備表参照）	当該配備時における協力機関・団体（第3次配備表参照）
経済環境部 経済環境部長		〃			
住宅土木部 建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅係 （管理係長）	管理係員	〃	〃
緑排水部 開発水道部長					
	下水道班 ◎下水道課長	排水係 （都市下水係長）	都市下水係員（建築課兼務職員を含む）、公共下水道係員、管理業務係員	〃	〃
		公共下水道係 （公共下水係長）			
給食教育				〃	〃

改正理由

２．碧南市各部局における活動の反映等

（情報の更新等）

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>204</td><td>
<table>
<tr><td>給食教育部
◎教育部長</td><td></td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td></td><td>社会教育班
◎生涯学習課長
○文化財課長
○文化創造課長
○スポーツ課長
○水族館長</td><td>社会教育施設係
（生涯学習係長）</td><td>生涯学習課員
文化創造課員
芸文ホール施設員
文化財課員
スポーツ課員
水族館員
美術館員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>議会部
◎議会事務局長</td><td>議会班
◎議事課長</td><td>議会係
（議事係長）</td><td>（兼）議事係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>消防部
◎消防署長</td><td>消防班</td><td>消防係</td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
</table>
衣浦東部広域連合の非常配備体制による
（留意事項）
１　各部班等の所掌業務は上記のとおりであるが、これに固着せず部を単位として、弾力的に業務の処理にあたるよう心がけること。
２　各部長、班長の代理をあらかじめ定めておくこと。
（追加）</td><td>
<table>
<tr><td>部
教育部長</td><td>社会教育班
◎生涯学習課長
○文化課長
○スポーツ課長
○水族館長</td><td>社会教育施設係
（生涯学習係長）</td><td>生涯学習課員
文化課員
スポーツ課員
水族館員
美術館員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>議会部
議会事務局長</td><td>議会班
◎議事課長</td><td>議会係
（議事係長）</td><td>（兼）議事係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>消防部
消防署長</td><td>消防班</td><td>消防係</td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
</table>
衣浦東部広域連合の非常配備体制による
（留意事項）
１　各部班等の所掌業務は上記のとおりであるが、これに固着せず部を単位として、弾力的に業務の処理にあたるよう心がけること。
２　各部長、班長の代理をあらかじめ定めておくこと。
３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、各部において１週間、本市地域防災計画（「第２編災害予防　第１３章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」）に定める後発地震に対して警戒する措置をとる。</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>205</td><td>碧南市災害対策本部組織図（第２次非常配備）
図中
本部長（市長）
副本部長（副市長(防災統轄監)）
総務部（経営部長）
情報・調整班（秘書情報課長）
情報分析係（情報統計係員、秘書係員等）
医療部（経営管理部長）</td><td>碧南市災害対策本部組織図（第３次非常配備）
図中
本部長（市長）
副本部長（副市長(防災統轄監)）
総務部（経営部長）
情報・調整班（秘書情報課長）
情報分析係（情報システム係員、秘書係員）
医療部（医事経営課長）</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
<tr><td>206</td><td>第３次非常配備
（＝災害対策本部設置）
（追加）
→全職員招集
（追加）</td><td>第３次非常配備
（＝災害対策本部設置）
大規模な災害が発生、もしくは発生する恐れがあるとき、全組織による活動体制をとる。
→全職員招集
※会計年度任用職員は、所属長の判断のもと、参集し、業務に就く。
（想定業務は、執務室の片付け、清掃や正規職員が災害対応を行う間の通常業務等）</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
</table>

碧南市地域防災計画（資料編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>206

207</td><td>
１　県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
２　碧南市に「震度６弱」以上の地震が発生したとき。
（追加）
<table>
<tr><th>部
◎部長
○副部長</th><th>班
◎班長
○副班長</th><th>係（係長）</th><th>係　員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関
・団体</th></tr>
<tr><td>本部
◎市長
○副市長
（防災統轄監）
○教育長
市民協働部長
（防災監）</td><td>本部班
◎防災課長</td><td>本部係
（防災計画係長）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>経務部
◎経務部長</td><td>情報・調整班
◎秘書情報課長</td><td>情報分析係
（情報通信係長
及び情報統計
担当係長）
（秘書係長）</td><td>情報通信係員
秘書係員
（経務部）
行政係長
（市民協働部）
地域協働課1名
（福祉こども部）
保護係長
（健康推進部）
地域支援係１名
（高）
（経済環境部）
環境保全係長
（建設部）
管理係長（建）
（開発水道部）
管理係長（水）
（教育部）
庶務課1名
（議会事務局）
議事係長
※各部から
1名選出</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>調査支援部
◎市民協働
部長補佐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>福祉援助部
◎福祉こども
部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難誘導部
◎健康推進
部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
１　県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
２　碧南市に「震度６弱」以上を観測した地震が発生したとき。
３　「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

本部長　　市長
副本部長　副市長（防災統轄監）、教育長
<table>
<tr><th>部</th><th>班
◎班長
○副班長</th><th>係（係長）</th><th>係　員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関
・団体</th></tr>
<tr><td>本部
市民協働部長
（防災監）</td><td>本部班
◎防災課長</td><td>本部係
（防災計画係長）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>経務部
経務部長</td><td>情報・調整班
◎秘書情報課長</td><td>情報分析係
（情報システム
係長及び情報シ
ステム担当係
長）
（秘書係長）</td><td>情報システム係員
秘書係員
（経務部）
行政係長
（市民協働部）
地域協働課1名
（福祉こども部）
保護係長
（健康推進部）
地域支援係1名（高）
（経済環境部）
環境保全係長
（建設部）
建築課1名
（開発水道部）
管理係長（水）
（教育部）
庶務課1名
（議会事務局）
議事係長
※各部から
1名選出</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>調査支援部
市民協働
部長補佐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>福祉援助部
福祉こども
部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難誘導部
健康推進
部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行計画（令和３年２月修正）</th><th>改正後（令和４年２月修正）</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>207
208
209</td>
<td>
<table>
<tr><td>医療部
◎経営管理部長</td><td colspan="5">市民病院の非常配備体制による</td></tr>
<tr><td>経済環境部
◎経済環境部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住宅土木部
◎建設部長</td><td>住宅建築班
◎建築課長</td><td>住宅係
（(兼)管理係長）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>土木施設管理班
◎土木港湾課長
○都市計画課長
○都市整備課長

（3係合同で対応）</td><td>都市整備係
（都市整備係長）</td><td>都市整備課員
※台風時等は、土木施設係と合同で両業務を行う</td><td>1　公園、緑地等の保全及び応急復日
2　街路樹の保全及び撤去
3　一時避難場所、広域避難場所等の確保
4　応急仮設住宅用地の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>給排水部
◎開発水道部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>給食教育部
◎教育部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議会部
◎議会事務局長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消防部
◎消防署長</td><td></td><td></td><td></td><td>(略)
3　避難誘導及び避難勧告の伝達及び周知</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>医療部
医事経営課長</td><td colspan="5">市民病院の非常配備体制による</td></tr>
<tr><td>経済環境部
経済環境部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住宅土木部
建設部長</td><td>住宅建築班
◎建築課長</td><td>住宅係
（管理係長）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>土木施設管理班
◎土木港湾課長
○都市計画課長
○都市整備課長

（３係合同で対応）</td><td>都市整備係
（都市整備係長）</td><td>都市整備課員
※台風時等は、土木施設係と合同で両業務を行う</td><td>1　公園、緑地等の保全及び応急復日
2　街路樹の保全及び撤去
3　一時退避場所、火災時退避場所等の確保
4　応急仮設住宅用地の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>給排水部
開発水道部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>給食教育部
教育部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議会部
議会事務局長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消防部
消防署長</td><td></td><td></td><td></td><td>(略)
3　避難誘導及び避難指示の伝達及び周知</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>２．碧南市各部局における活動の反映等
（情報の更新等）</td>
</tr>
</table>